

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に対する意見及びその考え方

総論（はじめに及び第1章モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方）

意見 1-1 全体的に報告書案に賛同。	考え方 1-1
<p>■ 全体的には報告書案に賛同致しますが、一部については報告書案文言の修正、追記等、表現の変更を要望致します。本報告書案において、基本的な考え方として算定ルールの精緻化が挙げられていますが、平成 21 年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（接続ルール答申）および平成 22 年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において示された接続料の算定ルールは基本的枠組みに留まるものであり、現に事業者間において算定ルールを巡る問題が発生している事例もあることから、必要に応じて算定ルールの整理によりこのような問題を未然に防ぐことは、モバイルビジネス活性化に寄与するものと考え、この考え方に賛成します。</p> <p>（MVNO 協議会）</p> <p>■ 本報告書案において、基本的な考え方として算定ルールの精緻化が挙げられていますが、平成 21 年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（接続ルール答申）および平成 22 年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において示された接続料の算定ルールは基本的枠組みに留まるものであり、現に事業者間において算定ルールを巡る紛争が発生している事例もあることから、算定ルールの精緻化によりこういった紛争を未然に防ぐことは、モバイルビジネス活性化に寄与するものと考え、この考え方に賛成します。</p> <p>（インターネットイニシアティブ）</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
意見 1-2 モバイル市場を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、変化に対応したルール整備の必要性が高まっていると当社も認識。	考え方 1-2
<p>■ 2010 年 3 月制定の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、「二種指定ガイドライン」という）によって、二種指定事業者の接続料算定等に係る考え方について一定の明確化が図られたことは、事業者間協議の円滑化や、電気通信市場における公正競争促進に大きく寄与するものであったと認識するところですが、以降も、接続料の適正性を巡り携帯電話事業者間で紛争が生じている点や、主要携帯電話事業者 3 社が二種指定事業者となったこと、及び MVNO 契約者数が増加している点など、モバイル市場を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえれば、そうした変化に対応したルール整備の必要性が高まっていたものと当社も認識するところ。</p> <p>（NTT ドコモ）</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>意見 1-3 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方に賛同、有限希少な周波数の割当てを受けている MNO には相応の規制があつて然るべき。</p>	<p>考え方 1-3</p>
<p>■ (モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な) 考え方に賛同いたします。固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能である一方、モバイル市場は、周波数割当てを受けた限られた事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けている MNO には、相応の規制があつて然るべきと考えます。 (ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 1-4 二種指定設備制度は重要な制度と認識しており、接続料等の公平性・透明性等を担保する観点から課題を整理し検討を行うことはモバイル市場の健全な発展に寄与するもの。</p>	<p>考え方 1-4</p>
<p>■ モバイル市場の活性化のためには、MNO のみならず、MVNO の事業展開が重要であり、MVNO の参入を促進させるため、非対称規制として設けられた二種指定設備制度は、利用者の便益を図る観点からも重要な制度であると認識しております。今般、モバイル接続料算定に係る研究会において、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から課題を整理し、検討が行われていることは、モバイル市場の健全な発展に寄与するものとして賛同いたします。 (ソネットエンタテインメント)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 1-5 複数の二種指定事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、総務省は、二種指定事業者がそれぞれ適切に接続料を算定しているか厳格に検証を行うことが必要。</p>	<p>考え方 1-5</p>
<p>■ 一方、複数の二種指定事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、接続料の算定方法を不当に拡大解釈し、接続料を高額に設定する二種指定事業者が仮に存在すれば、公平な競争環境が損なわれるため問題であると考えます。総務省においては、二種指定事業者がそれぞれ適切に接続料を算定しているか、厳格に検証を行うことが必要です。 (KDDI)</p>	<p>■ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下「二種指定ガイドライン」という。)において、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」とされており、同ガイドラインに基づき厳格に検証を行うことが適当である。なお、接続料の算定方法に係る考え方を示した二種指定ガイドラインについては、算定方法に係る標準的な考え方を整理したものと位置付けることにより、接続料算定の公平性を確保するツールとしても機能させることが適当である。</p>
<p>意見 1-6 接続料算定の透明性確保にあたっては、検証作業に第三者(有識者等)を交える等、検証の仕組みを見直すことも重要。</p>	<p>考え方 1-6</p>
<p>■ 加えて、接続料算定の透明性確保にあたっては、二種指定ガイドラインの見直しに伴い精緻化さ</p>	<p>■ 考え方 1-5 と同じ。</p>

<p>れる算定ルールに則った検証に加え、検証のしくみを見直すことも一層の透明性確保に資するものと考えます。例えば、検証作業に複数の第三者（有識者等）を交えたり、検証作業および結果を公開したりすることが考えられるところです。 （ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク）</p>	<p>■ 検証作業に複数の第三者（有識者等）を交える等の検証の仕組みを見直すことが重要との御意見については、参考として承る。</p>
<p>意見 1-7 MNO 二社のデータ接続料の水準には大きな乖離があることから、算定の公平性に注意して検証することが望ましい。</p>	<p>考え方 1-7</p>
<p>■ 加えて、データ接続料に関し現時点で届け出ている MNO 二社の接続料の水準には大きな乖離があり、現状その接続料の適正性を MVNO において判断することができないため、各 MNO における MVNO 向け接続実績の有無や規模に関わらず、接続料算定根拠を明確化することで、算定の公平性について注意して検証していくことが望ましいと考えます。 （MVNO 協議会）</p> <p>■ 付記として、データ接続料に関し現時点で届け出ている MNO 二社の接続料の水準には大きな乖離があることから、総務省は算定の公平性について注意して検証していくことが望ましいと考えます。 （インターネットイニシアティブ）</p>	<p>■ 考え方 1-5 と同じ。</p>
<p>意見 1-8 「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第 2 の関係」、「原価の範囲（営業コストの算入）」及び「利潤」の 4 つの課題について一定の結論を出したことは意義あるもの。一方、データ接続料の算定は現時点で結論を導くことは困難であり、論点指摘に留めたことは適切。</p>	<p>考え方 1-8</p>
<p>■ <はじめに> 本報告書案は、「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第 2 の関係」、「原価の範囲（営業コストの算入）」及び「利潤」の 4 つの課題については今後の方針（考え方）を示し、サービス自体の歴史が浅く、関連する検討課題が多数存在する「データ接続料の算定」については、検討課題の指摘に内容を留めています。前 4 者については、既に長期にわたり運用がなされ、相応の議論も行われている中、不公平性是正等の観点から整理が必要な課題であり、研究会で一定の結論を出したことは意義のあるものと考えます。 一方、データ接続料の算定については、（1）帯域幅料金の基礎となるキャパシティの考え方に対する幅広い理解がなされていないこと（2）第二種指定電気通信設備を設置する事業者のネットワークが最適ネットワークであるかどうかの十分な検証がなされていないこと（3）その他、MNO 契約者が利用していない設備を MVNO 契約者が利用している可能性をどのように原価計算に反映するか等、本課題を検討するにあたって前提となる課題の整理がなされていないことから、現時点での結論を導くことは困難と考えます。本報告書案は、この状況を正しく見極めており、「デー</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>タ接続料の算定」について論点指摘にとどめたことは、現時点においては適切であると考えます。 (MVNO 協議会)</p>	
<p>意見 1-9 モバイル市場は原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべき。</p>	<p>考え方 1-9</p>
<p>■ 日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という。）は、業務区域における端末シェア 10%超を有する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）に交渉上の優位性を認め、当該事業者に対し、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。</p>
<p>意見 1-10 現行制度は MNO に厳しい規制が課されているが、グローバルな MVNO の展開が見られる中、報告書案の内容が MVNO に過度に有利な内容とならないか慎重に検討すべき。また、現在の MVNO 制度を抜本的に見直すための検討を早急に行うべき。</p>	<p>考え方 1-10</p>
<p>■ また、日本における MVNO に関する現行の制度については、MVNO が MNO に比べて交渉上弱い立場にあることを前提として作られており、接続の形態による MVNO の参入を認めているという点等において、世界的にみても MNO に対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。しかしながら、モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルが出現し、MNO の事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ転送をする役割に留まる「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の変化がグローバルな規模で起こっており、日本においても MNO に対して強い交渉力を持つ MVNO が市場に参入してくることが予想されます。平成 23 年 12 月 20 日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通信審議会答申においても、「MVNO に関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可能性があることを踏まえつつ、グローバルな MVNO の展開が見られる中で、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」「したがって、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築する MNO の設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNO の双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にルールの見直しを行っていくことが求められる。」と明記されているところです。今回の報告書（案）の内容についても、MVNO に過度に有利な内容とならないか、慎重に検討される必要があると考えます。また、競争政策委員会等の公の場において、そもそも接続の形態による MVNO の参入を今後も認める必要があるかという観点で、現在の MVNO 制度を抜本的に見直すための検討を早急に行う必要があると考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 考え方 1-9 と同じ。</p> <p>■ MVNO に過度に有利な内容とならないか慎重に検討すべきとの御意見や現在の MVNO 制度を抜本的に見直すための検討を早急に行う必要があるとの御意見については、参考として承る。</p>

<p>■ 更には、MNO-MVNO の関係においては、海外巨大プレイヤーの MVNO 参入可能性も高まっている状況も踏まえ、接続料算定に係るルール整備のみに留まらず、MNO-MVNO 間の運用に係る詳細ルール全般に及ぶ早急な見直しが求められるものと考えます。 (NTT ドコモ)</p>	
<p>意見 1-11 報告書案が、MNO の設備投資インセンティブや、算定コスト抑制と算定の更なる適正化のバランスに言及したことは、重要なポイントと考える。</p>	<p>考え方 1-11</p>
<p>■ 加えて、本報告書（案）では、「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築する MNO の設備投資インセンティブにも留意することが必要」あるいは、「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」との記載もあり、この点も重要なポイントであると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 1-12 「公平性確保の観点」が基本的な観点として位置づけられることに賛同。</p>	<p>考え方 1-12</p>
<p>■ また、今回の議論において、「適正性確保の観点」や「検証可能性確保の観点」に加え、携帯電話事業者毎に異なる算定方法が用いられている現状を踏まえて、「公平性確保の観点」についてもモバイル接続料算定の検証に係る基本的な観点として位置づけられたことは、接続料を巡って昨今携帯電話事業者間での協議が難航している状況において、妥当な判断であると考えます。 (NTT ドコモ)</p> <p>■ この点、報告書（案）において、「公平性確保の観点」を基本的な観点として位置づけるとされたことは、適切であると考えます。今回、報告書（案）で示された算定方法に関する考え方については、二種指定ガイドラインにも明記すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 接続料算定に係る基本的な観点として「適正性確保」と「検証可能性の確保」に加えて「公平性の確保」の観点を明確に位置づけることに賛同いたします。 適正性および透明性については、これまでの取り組み（二種指定ガイドライン、二種指定接続会計規則）により向上が図られてきました。次のステップとして、公平性の考え方を導入し、算定ルールの精緻化を推進することは、重要性が高まりつつあるモバイル市場における諸課題（事業者間紛争、等）の解決および、競争環境の整備の一助となると考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>■ 本報告書案において、接続料算定の「公平性確保」が基本的な観点として位置づけられ、算定の裁量の幅について検討し可能な限りこれを排除又は狭めていくとする考え方が示されていますが、</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>公平な競争環境の導入が望ましいとする観点から、これが合理的な範囲において行われる前提において、この考え方に賛成します。 (MVNO 協議会)</p> <p>■ 本報告書案において、接続料算定の「公平性確保」が基本的な観点として位置づけられ、算定の裁量の幅について検討し可能な限りこれを排除又は狭めていくとする考え方が示されていますが、公平な競争環境の導入が望ましいとする観点からこの考え方に賛成します。 (インターネットイニシアティブ)</p> <p>■ 今回、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」の観点を付け加えるとする本報告書案の考え方に賛同いたします。 (NTT 東日本)</p> <p>■ 今回、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」の観点を付け加えるとする本報告書案の考え方に賛同いたします。 (NTT 西日本)</p>	
<p>意見 1-13 本報告書案で整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用することが必要。</p>	<p>考え方 1-13</p>
<p>■ なお、接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる、という考え方については、携帯電話事業者間だけではなく、携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。したがって、本報告書案で整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ なお、接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる、という考え方については、携帯電話事業者間だけではなく、携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。したがって、本報告書案で整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。 (NTT 東日本)</p>	<p>■ 本研究会は、開催要綱に示すとおり、モバイル接続料算定の更なる適正性向上を目的として検討を進めており、固定電話事業者の接続料算定の適正性を検討したものではありませんため、御意見は参考として承る。</p> <p>なお、二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは電気通信事業法上の位置付けが異なるものである。</p>
<p>意見 1-14 二種指定ガイドラインの対象事業者を二種指定事業者のみとすることを明確化すべ</p>	<p>考え方 1-14</p>

<p>き。</p> <p>■ 一方、二種指定ガイドラインでは、二種指定事業者以外の携帯電話事業者においても「ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である」と定められています。指定基準の変更に伴い、携帯大手三社が二種指定事業者となった現在、改めてガイドラインの対象事業者を二種指定事業者とすることを明確化すべきであると考えます。二種指定事業者以外の事業者に対してまで、ガイドライン対応を求めることは規制強化につながるだけでなく、二種指定制度の趣旨を埋没させるものと考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>■ 二種指定ガイドラインが示すとおり、電気通信事業者が電気通信設備の接続の業務に関し不当な運営を行い、この行為が電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号に該当する場合には、業務改善命令の対象となることから、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についてもガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見 1-15 ソフトバンクモバイルと同一の企業グループにあるイー・アクセスの接続料についても、同一企業グループ内における不透明な取引が行われることのないよう他事業者等による客観的な検証を可能とするべく、同社を新たに二種指定するか、総務省から二種指定ガイドラインに基づく算定を要請することが必要。</p>	<p>考え方 1-15</p>
<p>■ また、イー・アクセス殿が、ソフトバンクモバイル殿と同一企業グループとなっていることから、同一グループ内における不透明な取引が行われることのないよう、イー・アクセス殿接続料についても、他事業者等による客観的な検証を可能とするべく、同社を新たに二種指定するか、総務省殿から二種指定ガイドラインに基づく算定を要請することが必要であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ ソフトバンクモバイルと同一の企業グループにあるイー・アクセスの接続料について、総務省から二種指定ガイドラインに基づく算定を要請することが必要との御意見については、二種指定ガイドラインにおいて「二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当」とされていることを踏まえ、イー・アクセスから接続料の算定根拠が示された場合には、当該接続料の算定が同ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、総務省において必要な検証を行うことが適当である。</p> <p>■ イー・アクセスの接続料について、他事業者等による客観的な検証を可能とするべく、同社を新たに二種指定することが必要との御意見について、現行の二種指定設備制度は、電気通信事業法第 34 条第 1 項に規定するとおり、端末シェアが 10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者を単位として判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備は第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）として指定の対象とはならない。</p>

<p>意見 1-16 MNO 各社のネットワーク設計思想および通信品質が異なることから、MNO に対して、MVNO の接続先選定の比較検討に資する情報の開示義務を課すべき。</p>	<p>考え方 1-16</p>
<p>■ モバイル接続料算定に係る研究会（第 6 回）において、MNO 各社のネットワーク設計思想および通信品質が異なることから、各社の事情に応じた接続料算定ができるよう一定の裁量を認めるべきとの考え方が示されたところです。当該議論を踏まえ、MNO に対し、自らのネットワーク性能に係る情報※を接続事業者（MVNO）へ速やかに開示するよう義務を課すべきと考えます。MVNO が接続先（MNO）を比較選定するにあたっては、当該情報は不可欠である一方、十分な情報提供がなされていないところです。また、各社が限定的に公開しているネットワーク性能に係る情報は、わずかに存在するものの、当該情報は各社の独自基準によって導出された数値等であることから、MVNO は適切な接続先比較ができない状態にあります。そのため、MVNO がネットワークの性能と接続料を十分に比較検討した上で、接続先を選定できるよう、当該情報の開示を義務付けるとともに、統一的な基準の下で当該情報が開示されるよう規定する必要があると考えます。なお、当該情報の開示にあたっては、MVNO と MNO が秘密保持契約を締結することを前提とする等、適宜、MNO の機密保持について一定程度配慮することも必要と考えます。</p> <p>※ネットワーク品質を客観的に示す指標であり、具体的には、①設計思想・増強ポリシー、②通信品質を規定するネットワーク設計値、③エリアカバー率等が考えられる。</p> <p>（ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク）</p>	<p>■ MNO に対して、MVNO の接続先選定の比較検討に資する情報の開示義務を課すべきとの御意見については、参考として承る。</p>

第2章 各課題の検討

設備区分別算定

<p>意見2-1 設備区分別算定を「二種ガイドライン上で適正な算定方法として明確化する」とする本報告書案の考え方に賛同。</p>	<p>考え方2-1</p>
<p>■ 当社としては、接続料は原価に照らして適正なものにするという観点から、設備区分別算定について、「二種ガイドライン上で適正な算定方法として明確化する」とする本報告書案の考え方に賛同します。 (NTT 西日本)</p> <p>■ 当社としては、接続料は原価に照らして適正なものにするという観点から、設備区分別算定について、「二種ガイドライン上で適正な算定方法として明確化する」とする本報告書案の考え方に賛同します。 (NTT 東日本)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見2-2 設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法。</p>	<p>考え方2-2</p>
<p>■ 設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見2-3 検証に必要な算定根拠について、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるとの考え方は適当。</p>	<p>考え方2-3</p>
<p>■ また、総務省殿における算定検証に必要な算定根拠について、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるとの考え方は適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。なお、報告書案に示したとおり、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（以下「円滑化ガイドライン」という。）において示されているように、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>
<p>意見2-4 二種指定ガイドラインに設備区分別算定に係る様式を追加する目的は、総務省による必要な検証に資するためであり、ガイドライン別表第2の様式も含めて、事業者への開示が義務</p>	<p>考え方2-4</p>

<p>付けられるものではないと考える。</p> <p>■ 1. 「設備区分別算定」について 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に設備区分別算定に係る様式を追加する目的は、総務省殿が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためであり、ガイドライン別表2の他の様式含め、事業者への開示が義務付けられるものでないと考えております。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 考え方2-3と同じ。</p>
<p>意見2-5 接続事業者から、二種指定ガイドラインに定める算定根拠はおろか、接続料算定に用いる「需要（総通信時間）」や「接続料原価」さえ一切開示されず、当社において接続料の適正性を検証できない状態が続いている。算定根拠の開示について事業者間協議に委ねるだけでなく、速やかに、事業者間協議ガイドラインを遵守するよう指導を徹底し、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を図るべき。</p>	<p>考え方2-5</p>
<p>■ なお、本報告書案では、算定根拠の開示等について、「経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と記載されていますが、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいては、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されています。</p> <p>しかしながら、実際は、当社が詳細な算定根拠を開示している一方で、接続料が相対的に割高なソフトバンクモバイル殿等の接続事業者は、当社に対し、経営情報に該当する等を理由として、二種指定ガイドラインに定める算定根拠はおろか、接続料算定に用いる「需要（総通信時間）」や「接続料原価」さえ一切開示いただけず、当社において接続料の適正性を検証できない状態が続いております。</p> <p>したがって、総務省殿におかれましては、算定根拠の開示について事業者間協議に委ねるだけでなく、上述の明確化とあわせて、接続事業者が設定する接続料や接続料協議の実態を調査・把握した上で、速やかに、事業者間協議ガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を図っていただきたいと考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ なお、本報告書案では、算定根拠の開示等について、「経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と記載されていますが、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいては、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されています。</p> <p>しかしながら、実際は、当社が詳細な算定根拠を開示している一方で、接続料が相対的に割高なソフトバンクモバイル殿等の接続事業者は、当社に対し、経営情報に該当する等を理由とし</p>	<p>■ 円滑化ガイドラインにおいて示されているとおり、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たって、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当と考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>

<p>て、二種指定ガイドラインに定める算定根拠はおろか、接続料算定に用いる「需要（総通信時間）」や「接続料原価」さえ一切開示いただけず、当社において接続料の適正性を検証できない状態が続いております。したがって、総務省殿におかれましては、算定根拠の開示について事業者間協議に委ねるだけでなく、上述の明確化とあわせて、接続事業者が設定する接続料や接続料協議の実態を調査・把握した上で、速やかに、事業者間協議ガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を図っていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見 2-6 設備区分別算定の導入でより設備の利用実態に即した精緻な算定が可能になるものの、算定に伴う負担は大きいため、二種指定事業者以外の事業者に対しては負担を軽減する措置が必要。また、新しく追加される見込みの算定根拠は、総務省の検証のためのものであり、接続事業者への開示が義務付けられるものではないことを報告書に記載すべき。</p>	<p>考え方 2-6</p>
<p>■ 設備区分別算定について 設備区分別算定の導入で、より設備の利用実態に即した精緻な算定が可能になると考えます。しかしながら、設備区分ごとに原価と利潤を把握して算定を行う負担は大きいため、二種指定事業者以外の事業者に対しては、新しい様式において記載できる範囲で可とする、または、設備区分別算定は免除し従来の算定方法での対応で可とする等、何らかの考慮が必要であると考えます。</p> <p>また、設備区分別の費用、利潤、需要が、各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略の情報となることから、ガイドラインには総務省殿の検証を行うための算定根拠であり、開示は義務付けられていない旨を記載すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 設備区分別算定の負担は大きく、二種指定事業者以外の事業者に対しては負担を軽減する措置が必要との御意見については、報告書案に示したとおり、算定コスト抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点は重要であり、設備区分別算定の導入に当たっては、まずは基本的な設備区分の設定に留めることが適当である。</p> <p>■ 接続事業者への算定根拠の開示が義務付けられるものではないことを報告書に記載すべきとの御意見については、考え方 2-5 と同じ。</p>
<p>意見 2-7 精緻な設備区分別算定を導入するためには新たな算定コストが発生。こうした算定コストを抑制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切。また、他の合理的で簡便な方法の採用も認められるべき。</p>	<p>考え方 2-7</p>
<p>■ 第 2 章各課題の検討 1. 設備区分別算定 精緻な設備区分別算定を導入するためには、設備区分ごとの需要計測や、コストを細分化して把握することなどが必要となることから、新たな算定コストが発生します。こうした算定コストを抑制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切であると考えます。また、他の合理的で簡便な方法の採用も認められるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方 2-6 前段と同じ。</p>

<p>意見 2-8 設備区分ごとの費用や利潤、需要は経営秘匿性の高い情報であることから、基本的な区分程度に留めたことは適当。様式の更なる詳細化については慎重な検討を期すべきであり、画一的な様式にとられない柔軟な対応を検討すべき。</p>	<p>考え方 2-8</p>
<p>■ なお、設備区分ごとの費用や利潤、需要については、現行の二種指定ガイドラインにおける別表第2様式で定める項目以上に経営秘匿性の高い情報であることから、現状の基本的な区分程度に留められたことは適当であるが、同様式の更なる詳細化については慎重な検討を期すべきであり、必ずしも画一的様式化にとられない柔軟な対応を検討すべきものと考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 報告書案に示したとおり、ネットワーク構成の変化に応じて設備区分の変更が必要となる可能性や、算定コスト抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスといった観点は重要であり、設備区分別算定の導入にあたっては、まずは基本的な設備区分の設定に留めることが適当である。今後の設備区分の詳細化の検討に当たっても、上記に示した両観点を踏まえることが適当である。</p>

原価の範囲（営業コストの算入）（含む移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2 の関係）

<p>意見3-1 営業コストは一律接続料原価の対象外とすべき。</p> <p>■ 原価の範囲（営業コストの算入）について 営業コストの算入については、設備との関連性が希薄なものまで原価算入が行われているのではないかという懸念の声もあることから、一律接続料対象外とするのがわかりやすいのではないかと考えます。 （イー・アクセス）</p> <p>■ 営業コストの算入については、接続ルール答申に示されている「営業費を算入することは適当でない」との原則を厳格に適用し、限定列挙されている一部営業コストについても接続料原価から除外されるべきと考えます。 （ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク）</p>	<p>考え方3-1</p> <p>■ 報告書案に示したとおり、現状の二種指定ガイドラインに基づく営業コスト算入の基本的な枠組みは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業コストに限って接続料原価への算入を認めるものであり、モバイル市場における環境変化を踏まえても合理的である。</p>
<p>意見3-2 算入可能な営業コストに関するガイドライン上での記述を明確化するとともに、総務省において十分な検証を行うことが適当。</p>	<p>考え方3-2</p>
<p>■ 現段階での一律控除が難しい場合は、算入可能な営業コストに関するガイドライン上での記述を明確化するとともに、総務省殿にて十分な検証が行われることが適当であると考えます。 （イー・アクセス）</p>	<p>■ 考え方3-1と同じ。</p> <p>■ ガイドライン上での記述を明確化すべきとの御意見については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に「必要な」営業費のみが接続料原価への算入を認められる旨を、二種指定ガイドラインにおいて明確化することが適当である。</p> <p>■ また、総務省の十分な検証が適当との御意見については、二種指定事業者等は、接続料原価に算入した営業費について、総務省に対して、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を、検証可能性に留意した上で十分に説明することが適当であり、総務省は設備との関連性につき検証することが適当である。</p>
<p>意見3-3 接続料原価への算入が認められる「周波数再編の周知コスト」に自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストを算入すべきではない。</p>	<p>考え方3-3</p>

<p>■ 原価の範囲（営業コストの算定） 新しく獲得した周波数を利用したサービスエリアの拡大及びサービス品質の向上等に係る宣伝費等は、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストであり、「周波数再編の周知コスト」として接続料原価への算入が認められる「設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費」には含まれないと理解しております。 (KDDI)</p>	<p>■ ガイドライン上で接続料原価への算入が認められる「周波数再編の周知コスト」には、「設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費」のみが限定的に認められるべきものであり、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストを接続料原価に算入することは適当ではない。</p>
<p>意見3-4 現行の二種指定ガイドラインで限定列举された営業コストについて、原価算入を許容すべきと結論付けたことは適当。</p>	<p>考え方3-4</p>
<p>■ 現行二種指定ガイドラインで限定列举された営業コストは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要なもので、これまでの議論でも設備に帰属するものとして接続料への算入が認められるべきと判断されていますので、これを原価算入すべきでない結論付けることは適当ではないとの結論は適切と考えます。なお、具体的な営業費の接続料への算入に際しては、総務省殿に個別説明の上で行うべきとの考え方は適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。なお、報告書案に示したとおり、設備の安定的な運用又は効率的な展開に「必要な」営業費についてのみ接続料原価への算入を認めることが適当である。</p>
<p>意見3-5 限定列举されている一部営業費を接続料原価へ算入する場合、二種指定事業者に対して、秘密保持契約を締結した接続事業者に対する検証結果等の情報開示を義務付けるべき。</p>	<p>考え方3-5</p>
<p>■ モバイル市場の設備競争への参入は、周波数の有限希少性から、その割当を受けた少数の事業者のみに限られることから、限定列举されている一部営業費が接続料原価へ算入されるのであれば、当該営業費の適正性検証にあたり、その検証プロセスおよび結果（例えば、当該営業費の用途別に、設備との関連性が認められる根拠および費用対効果の適正性等）を明らかにすることが必要と考えます。なお、検証結果に二種指定事業者の経営秘匿性の高い情報が含まれる場合は、秘密保持契約を締結した接続事業者に限っては公開を義務付ける等の措置により、二種指定事業者に配慮しつつ、透明性を確保することが必要と考えます。 (ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 接続事業者に対する検証結果等の情報開示を義務付けるべきとの御意見については、参考として承る。</p>
<p>意見3-6 のれん償却額を「個別のやむを得ない事情」として接続料原価に算入することは不適切。</p>	<p>考え方3-6</p>
<p>■ 2. 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係 企業結合により発生したのれん代や識別可能資産は、買収価額により変動するものであり、競争入札等においては著しく高騰することがあります。また、償却期間も将来の業績見積み次第で変動することから、基地局や伝送設備のように同一の条件で評価・償却できる性質のものではないと考えます。従って、実績原価方式で算定する接続料において、のれん償却額を「個別のやむを得ない事情」として算入することは不適切であると考えます。</p>	<p>■ 企業の買収・合併時に生じたのれん償却額は、その企業が二種指定設備の管理運営に直接関係する企業ではない限り、接続料原価に算入することは適当ではなく、総務省は、設備との関連性につき検証することが適当である。</p>

(KDDI)	
--------	--

利潤

(1) 機能に係るレートベース

意見4-1 レートベースへ算入することができる投資等を、「投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性の見込まれないようなものについてのみ」とする本報告書案の考え方に賛同。	考え方4-1
<p>■ 接続料算定の「適正性確保（適正性）」の観点から、一種指定設備の接続料の場合と同様に、レートベースへ算入することができる投資等については、「投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性の見込まれないようなものについてのみ」とする本報告書案の考え方に賛同します。 (NTT 西日本)</p> <p>■ 接続料算定の「適正性確保（適正性）」の観点から、一種指定設備の接続料の場合と同様に、レートベースへ算入することができる投資等については、「投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性の見込まれないようなものについてのみ」とする本報告書案の考え方に賛同します。 (NTT 東日本)</p>	■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。
意見4-2 レートベースの適正性について、携帯電話事業者は、接続事業者に対しても、円滑化ガイドラインに基づき、十分な説明を行うことが必要。	考え方4-2
<p>■ なお、レートベースの適正性については、「総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当」とありますが、総務省殿だけではなく、接続料を相互に支払い合う関係にあり、かつ、既に相手方に接続料の算定根拠等を詳細に開示している事業者に対しても、事業者間協議ガイドラインに基づき、十分な説明を行う必要があると考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ なお、レートベースの適正性については、「総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当」とありますが、総務省殿だけではなく、接続料を相互に支払い合う関係にあり、かつ、既に相手方に接続料の算定根拠等を詳細に開示している事業者に対しても、事業者間協議ガイドラインに基づき、十分な説明を行う必要があると考えます。 (NTT 東日本)</p>	■ 円滑化ガイドラインにおいて示されているように、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当である。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。
意見4-3 のれん代のように買収価額により変動するものは「当該機能に係る第二種指定電気	考え方4-3

<p>通信設備の管理運営に不可欠」とは言えないため、レートベースから除外されるべき。</p>	
<p>■ 4. 利潤 (1) 機能に係るレートベース のれん代のように買収価額により変動するものは「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とは言えないため、レートベースから除外されるべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 報告書案に示したとおり、レートベース方式は、機能提供のために正当に投下される資産に限って利潤を認め、資本調達コストの回収を可能とすべきとの考え方に基づいており、こうした考え方を踏まえ、総務省においては、携帯電話事業者がレートベースに算入した各構成要素について、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないもの」であるか否かを、個別具体的に検証することが適当である。</p>

(2) 資本構成比

<p>意見4-4 接続料算定に用いる資本構成比についても、原則として「レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比」を用いることが適当。</p>	<p>考え方4-4</p>
<p>■ 接続料は機能提供にあたり実際に要した費用を適正に回収できるよう設定すべきものであり、これに含まれる資本コストについても機能提供に係るものに限定されるべきであることから、接続料算定に用いる資本構成比についても、原則として「レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比」を用いることが適当であると考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ 接続料は機能提供にあたり実際に要した費用を適正に回収できるよう設定すべきものであり、これに含まれる資本コストについても機能提供に係るものに限定されるべきであることから、接続料算定に用いる資本構成比についても、原則として「レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比」を用いることが適当であると考えます。 (NTT 東日本)</p>	<p>■ 報告書案に示したとおり、レートベース方式は、ある機能の提供のために正当に投下される資産について利潤を認めるものであり、資本構成比について当該レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をできるだけ反映させる考え方には一定の合理性が認められるが、モバイル接続料の利潤算定における検証可能性の確保、裁量排除及び公平性確保の観点から適当ではない。</p>
<p>意見4-5 資本構成比の算定の考え方について、貸借対照表上の資本構成比に限定せず、時価評価による資本構成比の算定について検討願う。</p>	<p>考え方4-5</p>
<p>■ 2. 「利潤」について (1) 資本構成比率の算定 貸借対照表上の資本構成比は、会計の見積もりや会計基準の変更の影響を受けるため、客観性・論理性の観点から必ずしも合理的でないと考えます。 また、自己資本利益率は、Capital Asset Pricing Model (以下、「CAPM」という。)を前提としており、CAPM の算式に用いている各種パラメータには市場データが用いられています。そのた</p>	<p>■ 時価評価による資本構成比の算定については、報告書案に示したとおり、他の主たる公益事業の料金算定における資本構成比について、他人資本・自己資本を時価評価する考え方が用いられていないこと及び非上場企業の株式の評価等に係る算定の詳細に更なる検討を要すること等の現状に鑑みれば、現時点では直ちに</p>

<p>め、CAPM により算出された自己資本コストは市場価格（時価）に対しての期待収益となり、対応する資本構成比も時価をベースに算定することが合理的と考えます。</p> <p>資本構成比の算定の考え方については、貸借対照表上の資本構成比に限定せず、時価評価による資本構成比の算定について、引続きご検討頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>時価評価を用いることは困難である。</p>
<p>意見 4-6 二種指定事業者には、現状接続会計報告書を公表していない事業者が存在すること、また、非上場であることから上場している親会社の簿価を使用することで、大型企業買収に係る資金等が貸借対照表に反映される懸念のある事業者が存在することを踏まえ、このような二種指定事業者の接続料について、総務省による厳格な検証が必要。</p>	<p>考え方 4-6</p>
<p>■ 公平性確保の観点から、簿価から直接算出した資本構成比を採用するとされていますが、二種指定事業者には、現状接続会計報告書を公表していない事業者が存在することや、非上場であることから上場している親会社の簿価を使用することで大型企業買収に係る資金等が貸借対照表に反映される懸念のある事業者が存在することを踏まえ、このような二種指定事業者の接続料について、総務省殿による厳格な算定検証が必要であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 二種指定事業者の接続料については、総務省において、二種指定ガイドラインに基づいて厳格な検証を行うことが適当である。</p>

(3) 自己資本利益率

<p>意見 4-7 「リスクの低い金融商品の平均金利」及び「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」について、事業者間で統一した数値とする報告書案の考え方に賛同。また、後者の数値について、可能な限り長期のデータを採用することが一般的であることから、報告書案にあるとおり、「1952 年から年度末までの統計データ（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行）」を採用することが合理的。</p>	<p>考え方 4-7</p>
<p>■ (2) 自己資本利益率の算定</p> <p>「リスクの低い金融商品の平均金利」及び「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」については、事業者固有の事情が反映される変数ではないことから、事業者間で統一した数値とする報告書案の考え方に賛同します。</p> <p>また、「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」については、可能な限り長期のデータを採用することが一般的であることから、報告書案にあるとおり、「1952 年から年度末までの統計データ（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行）」を採用することが合理的と考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 4-8 「リスクの低い金融商品の平均金利」及び「主要企業の平均自己資本利益率からリス</p>	<p>考え方 4-8</p>

<p>クの低い金融商品の平均金利を引いたもの」について、採用すべき数値が明確に示されたことは、二種指定事業者間での接続料算定の公平性確保に大きく寄与するもの。</p>	
<p>■ リスクの低い金融商品の平均金利（Rf）及び、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの（Rp）について、携帯電話事業者個別の事情には影響を受けないものと考えるところ、今回、そうした数値に係るルール統一化に向けて明確な採用数値が示されたことは、二種指定事業者間での接続料算定の公平性確保に大きく寄与するものと考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 4-9 期待自己資本利益率の算定において、「1952 年から年度末までの統計データ」を用いることが適当とされている点については、年度ごとの接続料水準の変動を抑制する効果や、一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする効果が見込める点で有用。また、二種指定設備に係る期待自己資本利益率について本報告書案のような整理がされるのであれば、一種指定設備に係る期待自己資本利益率についても本報告書案と同様の扱いをすることが必要。</p>	<p>考え方 4-9</p>
<p>■ 今回、期待自己資本利益率の算定において、「1952 年から年度末までの統計データ」を用いることが適当とされている点について、当社としても、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制する効果や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする効果が見込める点で有用であると考えます。</p> <p>これに対し、一種指定設備に係る期待自己資本利益率の算定では、過去三年間の平均値を用いることとされていることに加え、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされています。</p> <p>今回、二種指定設備に係る期待自己資本利益率について本報告書案のような整理がされるのであれば、一種指定設備に係る期待自己資本利益率についても同様の扱いとする必要があると考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ 今回、期待自己資本利益率の算定において、「1952 年から年度末までの統計データ」を用いることが適当とされている点について、当社としても、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制する効果や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする効果が見込める点で有用であると考えます。</p> <p>これに対し、一種指定設備に係る期待自己資本利益率の算定では、過去三年間の平均値を用いることとされていることに加え、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされています。</p> <p>今回、二種指定設備に係る期待自己資本利益率について本報告書案のような整理がされるのであれば、一種指定設備に係る期待自己資本利益率についても同様の扱いとする必要があると考え</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p> <p>■ なお、第一種指定電気通信設備（以下「一種指定設備」という。）に係る期待自己資本利益率についても本報告書案と同様の扱いとすることが必要との御意見については、考え方 1-13 と同じ。</p>

<p>ます。 (NTT 東日本)</p>	
<p>意見 4-10 β については、事業者によって採用する数値に開きがあることは公平性の観点から望ましくない。まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにしていただくことが必要。</p>	<p>考え方 4-10</p>
<p>■ なお、β 値については、本報告書案にある通り、事業者によって採用する数値に開きがあることは公平性の観点から望ましくないことから、まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにしていただくことが必要だと考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ なお、β 値については、本報告書案にある通り、事業者によって採用する数値に開きがあることは公平性の観点から望ましくないことから、まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにしていただくことが必要だと考えます。 (NTT 東日本)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p> <p>■ なお、β について、まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにすることが必要との御意見については、報告書案に示したとおり、β の算定に係る「考え方」に著しい差異が生じている場合、公平性確保の観点から問題となりうる。よって、β の算定に係る考え方について、総務省は携帯電話事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が携帯電話事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者の β を基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当である。</p>
<p>意見 4-11 β の適正な範囲を検証するに当たっては、代表的な携帯電話事業者の β を基にアンレバード、リレバードした値をベンチマークとすることが適当であり、アンレバード・リレバードの際に用いる資本構成比についても、貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いることが適当。加えて、当該ベンチマークを超えない範囲に各事業者の β を抑えることが適当であり、また、当該ベンチマークを著しく超える β を採用した事業者の扱いについて、総務省はガイドラインに明記すべき。</p>	<p>考え方 4-11</p>
<p>■ (3) 自己資本利益率の算定 総務省において β の適正な範囲を検証するにあたっては、非上場企業や複数事業を営む事業者の β を適正に評価するために合理的な推計の手法として、代表的な携帯電話事業者の β を基にアンレバード、リレバードした値をベンチマークとすることが適当と考えます。また、報告書(案)で資本構成比を検討する際に、様々な考え方があるなかで、適正性・透明性・公平性の観点から貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用したことに鑑みると、アンレバード、リレバードを行う際に用いる資本構成比についても、算定対象事業者の貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いてベンチマークを算出すべきであり、当該ベンチマークを超えない範囲に各算定事業者の β 値を抑えることが適当であると考えます。また、総務省は、当該ベンチマークを著しく超える β 値を採用した事業者の扱いについて、ガイドラインに明記すべきと考え</p>	<p>■ 代表的な携帯電話事業者の β を基礎としたベンチマークの算定については様々な考え方が存在するところ、御意見については参考として承る。</p> <p>■ なお、当該ベンチマークを著しく超える β を採用した事業者の取扱いに係る御意見については、当該事業者から β の算定に係る「考え方」を聴取し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものと認められない場合や、電気通信設備の接続に当たって不当な運営の結果、他の電気通信事業者の業務の</p>

<p>ます。 (KDDI)</p>	<p>適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、接続約款変更命令（電気通信事業法第 34 条第 3 項）又は業務改善命令（同法第 29 条第 1 項 10 号）の対象となる。</p>
<p>意見 4-12 β について、適正範囲を超える乖離が事業者間で生じていないかを検証することは、公平性確保の観点から極めて重要。適正範囲や、適正範囲を超えた事業者に対する措置について、明確化を図るべき。</p>	<p>考え方 4-12</p>
<p>■ 一方、β については、事業者間で相違し統一することが困難であると認識するところ、この点、総務省殿において、適正範囲を超える乖離が事業者間で生じていないかを検証することは、公平性確保の観点から極めて重要であると認識するところです。 上記観点を踏まえ、適正範囲とされる具体的基準や、適正範囲を超えた場合の是正に向けた具体的措置（事業法上の接続約款の変更命令等）についても、一定の明確化を図るべきであると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。 ■ なお、β の適正範囲や、適正範囲を超えた事業者に対する措置について、具体的な明確化を図るべきとの御意見については、考え方 4-11 と同じ。</p>
<p>意見 4-13 β は市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表すものであることから、各社個別の数値が設定されるべき。</p>	<p>考え方 4-13</p>
<p>■ なお、「β」は、市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表すものであることから、各社個別の数値が設定されるべきと考えます。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

(4) その他

<p>意見 4-14 他人資本費用の算定における有利子負債の利率について、他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として同利率に反映され、事業者間で大きな水準差が生じることは問題。総務省は、接続料が高水準となっている携帯電話事業者にその理由や考え方を明確化させた上で、その妥当性を検証すべき。</p>	<p>考え方 4-14</p>
<p>■ また、本報告書案では、他人資本費用の算定については触れられていませんが、有利子負債の利率について、仮に、国内電気通信事業以外の M&A を含む他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として利率に反映され、お互いに接続料を支払い合う事業者間で大きな水準差が生じることは問題であることから、まずは、接続料が高水準となっている携帯電話事業者からその理由や考え方を明確化いただいた上で、総務省殿においてその妥当性を検証していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)</p>	<p>■ 二種指定ガイドラインにおいて、「有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する」と規定されている。総務省は、当該規定に基づき適正に有利子負債の利率が算定されているか、当該有利子負債の利率の算定に当たって事業者が採用した有利子負債の額及び営業外費用のうち有利子負債に係るものの額も含めて、接続会計報告書</p>

■ また、本報告書案では、他人資本費用の算定については触れられていませんが、有利子負債の利子率について、仮に、国内電気通信事業以外のM&Aを含む他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として利子率に反映され、お互いに接続料を支払い合う事業者間で大きな水準差が生じることは問題であることから、まずは、接続料が高水準となっている携帯電話事業者からその理由や考え方を明確化いただいた上で、総務省殿においてその妥当性を検証していただきたいと考えます。

(NTT 東日本)

等に基づき検証することが適当である。

データ接続料の算定

<p>意見5-1 本報告書案において MVNO の新規参入を促し、競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成。</p>	<p>考え方5-1</p>
<p>■ 接続ルール答申に引き続き、本報告書案においても MVNO の新規参入を促し、競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成します。 (MVNO 協議会)</p> <p>■ 接続ルール答申に引き続き、本報告書案においても MVNO の新規参入を促し競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成します。 (インターネットイニシアティブ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見5-2 本研究会では、その実例が多数あり一定の議論もなされてきたが、問題が解決されず、かつかかる問題の影響が大きくなっているため、考え方を整理する必要がある課題について整理を行うべきであり、「データ接続料の算定」のような、実例が少ない、または、発展途上であり議論すべき点が多々ある課題について先回りして整理を行うことは、事業法第34条が定める事後規制の考え方に抵触し、事前規制に該当する可能性がある。よって、本課題について、本研究会が整理を行わず、検討課題の指摘にとどめた点は、事業法の考え方とも合致した適切な判断。</p>	<p>考え方5-2</p>
<p>■ 第2章 各課題の検討 5. データ接続料の算定 について (29 頁)</p> <p>本研究会は、2011 年の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」の答申を受け、特に第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「第二種指定電気通信事業者」と略記）に対し、電気通信事業法第34条が定める事後規制の考え方に照らして、総務省が従来行ってきた審査基準を、検証性や公平性確保の観点から、必要に応じてより明確にするものです。</p> <p>従前より総務省は電気通信事業に関する管理監督を事業法に基づき行ってきたところ、本研究会で扱う課題は、その実例が多数あり一定の議論もなされてきたが、問題が解決されず、かつかかる問題の影響が大きくなっているため、考え方を整理する必要がある課題であるべきです。本報告書案にも記載されている MNO 間の紛争に関わる問題は、その良い実例であり、単に MNO 間の問題にとどまらず、利用者に直接関係する問題であることから、研究会において議論され整理される必要があります。</p> <p>本報告書案は、「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係」、「原価の範囲」、「利潤」の4つの課題について考え方（方針論）を示していますが、これらはまさに上述の例に該当し、これらを本研究会において扱うことは極めて適切な判</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。なお、報告書案に示したとおり、二種指定ガイドラインは、「実質的に、接続約款変更命令の発動に係る基準として機能して」おり、その考え方をできる限り具体的なものとして定めることは、不利益処分についての予見可能性を与える観点から適当であり、「事業法第34条が定める事後規制の考え方に抵触」するものではないと解される。</p>

<p>断であり、その結果も合理的であると考えます。</p> <p>一方、これを踏み出して、実例が少ない、または、発展途上であり議論すべき点が多々ある課題に対して先回りした整理を行うことは、事業法第 34 条が定める事後規制の考え方に抵触し、事前規制に該当する可能性もあることから、慎重な判断が必要です。本研究会のテーマの一つである「データ接続料の算定」はまさにこの状態にある課題であり、この点を本研究会が検討課題の指摘にとどめた点は、事業法の考え方とも合致した適切な判断であったと考えます。</p> <p>以上のとおり、現時点においては、本報告書案の全体的な方向性は適切であると考えます。</p> <p>(日本通信)</p>	
<p>意見 5-3 電気通信事業法第 34 条が規定する事後規制の考え方は、その運用に相当の曖昧性が残り、そのことが不要な紛争等の可能性を生み出していると考えられる。よって、電気通信事業法を改正し、第二種指定電気通信事業者に対しても第一種事業者と同等の事前規制の枠組みを適用することを強く要望。</p>	<p>考え方 5-3</p>
<p>■ 一方、原点に立ち戻って考えると、本報告書案に記載されているような課題について、事業者間紛争の発生、発生可能性、またはそれに類する状況を契機として議論を行い整理せざるを得ないという仕組みは、事業法第 34 条の規定に不明確な部分があり、その不明確さ故に、問題が発生するたびに総務省がそのルール作りを研究会等の外部機関に委ねなければならない、という点に端を発していると思われま。即ち、事業法 34 条が規定する事後規制の考え方は、概念としては理解できるものの、その運用には相当な曖昧性が残り、そのことが不要な紛争等の可能性を生み出していると考えられます。</p> <p>第二種指定電気通信事業者 3 社の市場寡占化が問題視されていることも鑑み、事業法を改正し、第二種指定電気通信事業者に対しても第一種事業者と同等の事前規制の枠組みを適用することを強く要望致します。</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ 電気通信事業法第 34 条の運用が曖昧との御意見については、同法第 34 条に定める接続約款変更命令の実質的な判断基準たる二種指定ガイドラインの精緻化を通じて、曖昧性を排除し、透明性の向上を図ることが適当である。</p> <p>■ 二種指定事業者に対しても一種指定設備を設置する事業者と同等の事前規制の枠組みを適用すべきとの御意見については、参考として承る。</p>
<p>意見 5-4 データ接続料の算定ルールに係る具体的な課題に対し、本報告書案で明確な考え方を打ち出せなかったことは、算定ルール精緻化という本研究会の目的からすると残念。公正な競争環境の整備のため、算定ルールの精緻化は非常に重要であり、早期の明確化に向けた努力が必要。</p>	<p>考え方 5-4</p>
<p>■ データ接続料の算定ルールに係る具体的な課題に対し、本報告書案で明確な考え方を打ち出せなかったことは、算定ルール精緻化という本研究会の目的からすると残念であると言わざるを得ません。公正な競争環境の整備のため、算定ルールの精緻化は非常に重要であり、早期の明確化に向けた努力が必要であると考えます。</p> <p>(インターネットイニシアティブ)</p>	<p>■ モバイル市場における公正な競争環境の整備に当たっては、二種指定ガイドラインの接続料算定に係る考え方の精緻化を着実に進めることが重要である。データ接続料については、報告書案において検討ポイントを指し示しているが、当該ポイントについて早期に調査・検討を進め、二種指定ガイドラインの明確化を図ることが適当である。</p>

意見5-5 データ接続料の算定に係る考え方については、早急に明確化を図ることが必要。	考え方5-5
<p>■ 一方で、データ接続料の算定方法については、「どの課題についても、更なる調査・検討が必要であると考えられるため、必要な検討ポイントを指し示すに留める」とされておりますが、一部MNO-MVNO間では接続料を巡った見解の相違が争いとして顕在化していることを踏まえれば、データ接続料の算定に係る考え方については、早急に明確化を図る必要があるものと考えます。(NTTドコモ)</p>	■ 考え方5-4と同じ。
意見5-6 現時点で、データ接続料の算定における種々の論点に結論を出すことが困難と考えられるため、各論点の指摘に留まっているが、今後、必要に応じて直ちに方針論を決めていくのが望ましい。	考え方5-6
<p>■ 上記第2項で記載したとおり、データ接続料の算定において種々の論点があることは明らかであり、現時点でこれらについて結論を出すことが困難と考えられるため、各論点の指摘に留まっておりますが、今後も建設的な議論が進み、不公平性が生じた場合等、必要に応じて直ちに方針論を決めていくのが望ましいと考えます。(MVNO協議会)</p>	■ 考え方5-4と同じ。
意見5-7 モバイル市場における公正な競争環境の整備に当たっては、二種指定ガイドラインの見直しによる算定ルールの精緻化を着実に進めることが必要不可欠。	考え方5-7
<p>■ 報告書(案)に示された左記の考え方および次に示す観点を踏まえると、モバイル市場における公正な競争環境の整備にあたっては、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、「二種指定ガイドライン」と表記。)の見直しによる算定ルールの精緻化を着実に進めることは必要不可欠な取組のひとつと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイル市場を巡る環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話市場が上位3事業者による寡占的な状態にあること ・携帯電話市場の競争促進には、MVNOによる市場参入の拡大が必要であるが、当該市場全体に占めるMVNOのシェアは依然として低水準にあることから、MVNOとの接続の重要性が更に高まっていること ・モバイル市場固有の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・周波数の有限希少性等により新規参入に制約があること ・MNOは国民共有の財産である電波(周波数)を利用した事業による恩恵の大半を享受している状態にあること <p>現在、接続料は漸減傾向にあるものの、その水準は依然として高く、MVNOによる市場活性化が十分に進んでいない要因のひとつと考えられるところです。算定ルールの精緻化が進まなければ、接続料が高止まりする懸念があることから、将来にわたって継続的に二種指定ガイドラインを見直すことで、算定上の裁量を排除することが重要と考えます。</p>	■ 考え方5-4と同じ。

<p>また、MNO は国民共有の財産である電波（周波数）を利用する事業を通じて、膨大な利潤を得ており、MNO の交渉力および市場支配力は拡大の一途を辿ることは明らかであることから、MNO の設備投資インセンティブに一定程度留意することは必要ではあるものの、これを理由にさらなる競争促進が妨げられることのないよう、引き続き、モバイル市場のさらなる競争促進に向けた一層の規制見直しを進めるべきと考えます。</p> <p>（ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク）</p>	
<p>意見 5-8 データ接続料の3つの課題はいずれも重要な論点であるため、MNO 及び MVNO が今後の議論に協力していくことが肝要。</p>	<p>考え方 5-8</p>
<p>■ また、本報告書の検討ポイントとして掲記されているデータ接続料に関しまして、下記の3つの課題はいずれも重要な論点であるとの認識のもと、MNO および MVNO が今後の議論に協力していくことが肝要であると考えます。</p> <p>（1）需要の算定 （2）接続料原価の算定 （3）接続料算定の基礎となる実績値の測定年度 （ソネットエンタテインメント）</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。なお、報告書案に示したとおり、データ接続料に係る各課題については更なる調査・検討が必要であり、御意見のとおり、MNO 及び MVNO の双方が今後の調査・検討に協力していくことが望ましい。</p>
<p>意見 5-9 2つの検討課題（（1）データ接続料の需要及び（2）データ接続料の接続料原価）は、同時に検討を深めるとともにその結果が接続料算定ルールへ同時に適用されることにより、当該ルールの精緻化に資するものであって、いずれか一方の検討結果のみの適用にとどまることとなれば、より一層不公平な競争環境が形成されかねないものと懸念。</p>	<p>考え方 5-9</p>
<p>■ 【データ接続料の算定】 報告書（案）「5. データ接続料の算定」において示されている2つの検討課題（（1）データ接続料の需要および（2）データ接続料の接続料原価）について、今後の検討を深めるにあたっては、公開の場において網羅的に検討を進めるとともに、特定の課題が優先的に取り扱われることのないよう要望します。</p> <p>2つの検討課題は同時に検討を深めるとともに、その結果が接続料算定ルールへ同時に適用されることにより、当該ルールの精緻化に資するものであって、いずれか一方の検討結果のみの適用にとどまることとなれば、より一層不公平な競争環境が形成されかねないものと懸念されるところです。</p> <p>（ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク）</p>	<p>■ 本報告書案に示したとおり、周波数の有限希少性等により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、MVNO の事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備することが重要である。データ接続料の算定に係る課題の更なる調査・検討に当たっても、こうした認識を踏まえることが適当である。</p>
<p>意見 5-10 NTT ドコモと同等の通信速度のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっている一方、NTT ドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっている。この事</p>	<p>考え方 5-10</p>

<p>実は、原価等の測定年度の議論のみならず、NTT ドコモの自社向け原価と接続事業者向け原価が異なっている可能性、原価割れ販売の可能性、あるいは3Gネットワークと4Gネットワークの間で不明瞭な原価配分を行っている可能性など、様々な疑念や矛盾が存在する可能性を示唆。このような重要な問題が存在すること、及び総務省がそれらを直ちに解明することを報告書に付記することを要望。</p>	
<p>■ 本報告書案の全体的な方向性は現時点においては合理的な判断と考えられ、賛成します。一方、実態と乖離がある部分の表現修正を要望致します。別紙1では、表現修正を要望する根拠のみならず、その基本となる当社の考え方も示しました。また、本研究会において明示的には議論されなかったデータ通信接続料の実態について具体的な数値も示しながら問題点を指摘しました。この点につき、検討課題として報告書に明記することを要望致します。</p> <p>1. 第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方</p> <p>ウ モバイル市場の環境変化と課題 について（7頁）</p> <p>本報告書案は、本項において次の4点を指摘しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) モバイル市場の重要性・必要性がさらに高まっていること 2) 携帯電話市場が指定電気通信事業者3社による寡占状態になっていること 3) MVNOの重要性が高まっていること 4) モバイル接続料を巡って、特に相互に接続料を支払い合う関係にあるMNO間で紛争が生じていること <p>即ち、重要性が高まっているモバイル市場において、MNO間の不要な紛争を未然に防ぐ手段の導入とMVNOを活用したモバイル市場の活性化が、今後の我が国の情報通信政策に重要であり、これらを実現すべくモバイル接続料に係る研究会が開催されたと理解されます。</p> <p>このMVNOについては、2007年の総務大臣裁定後、多種多様なMVNOが誕生し、無線周波数の有限希少性などの側面から少数寡占となりがちなモバイル市場において、MVNOの市場参入をも梃子として競争環境が少しずつ整い、徐々にではありますがサービスの多様化、価格の低廉化が進展してきたと言えます。このように、MVNOはモバイル市場の活性化に寄与してきたと考えられますが、その反面、携帯電話市場全体におけるMVNOシェアは依然低いままであり、その大きな要因の一つは接続料金が実態として値上げとなっているからと考えられます。その実例は以下に述べるとおりです。</p> <p>本報告書案36頁に、MNOの接続料の経年変化の状況が記載されています。この表によれば、NTTドコモのレイヤー2接続の場合の2008年度接続料は12,671,760円（10Mbps当たり、月額）であるところ、2011年度接続料は4,843,632円（同上）となっており、接続料は大幅に低減されているとの評価も見受けられます。</p> <p>一方、2008年度のNTTドコモネットワークにおける平均通信速度は666kbps（注1）、2012年度の測定では3.87Mbps（注2）との結果が報告されており、その間通信速度は約5.8倍になっています。このことから、MVNOがNTTドコモと同等のサービスを実現するには2012年度においては約5.8倍の帯域が必要であり、金額に換算すれば、2012年度には、4,843,632円 x 5.8 = 約2,809</p>	<p>■ 平均通信速度について2008年度と2012年度を比較する一方、接続料については2008年度と2011年度を比較しており、NTTドコモと同等の通信速度のサービスを提供するための接続料は大幅値上げとなっているとの御意見の根拠は明らかではないが、報告書案に示したとおり、モバイル分野の活性化について、行政に求められている役割は、公正な競争環境を整備し、多様なプレイヤーの市場参入を促すことであり、こうした認識に基づき、総務省において諸課題の調査・検討を進めていくことが重要である。</p>

万円（10Mbps 当たり、月額）の支払いが必要であることを意味しています。即ち、同等のサービスを実現するための接続料は、約 1,267 万円から約 2,809 万円に大幅値上げされていることとなります。

一方、2008 年度及び 2012 年度の NTT ドコモのデータ通信料金（定額制）は FOMA サービスでの比較においてはともに最大でも 10,500 円とほとんど変わっておらず、また期間中に開始された、より高速な LTE 通信サービス「Xi」については 2012 年度におけるデータ通信料金（定額制）は最大で 7,980 円と、2008 年度 FOMA サービス料金と比較して値下げとなっています。

つまり、同等のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっているが、NTT ドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっているというのが現実です。

この事実は、原価等の測定年度の議論のみならず、自社向け原価と接続事業者向け原価が異なっている可能性、原価割れ販売の可能性、あるいは 3G ネットワークと 4G ネットワークの間で不明瞭な原価配分を行っている可能性など、様々な疑念や矛盾が存在する可能性を示唆しています。本研究会ではこの点について体系的な検討がなされませんでした。このようなデータ接続料と密接に関連する根本的な問題を解明するために、本研究会で扱った 5 つの課題以外に重要な問題が存在すること、及び総務省がそれらを直ちに解明することを報告書に付記することを要望します。

（注 1）日経トレンドィ 2007 年 6 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出
 （注 2）日経トレンドィ 2012 年 10 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

NTTドコモ通信サービスの通信速度、料金に対する接続料の遷移

	2008年	2012年
平均通信速度	666 Kbps	3.87 Mbps
料金	10,500円 <small>(定額データプラン4GH-SPEED上乗金額)</small>	10,500円 <small>(定額データプランスタンダード上乗金額) (参考) Xiデータプラン2上乗金額: 7,980円</small>

MVNOがNTTドコモと同等のサービスを実現するには、5.8倍の帯域が必要

接続料	1,267万円/10Mbps	2,809万円/58Mbps <small>(484万円/10Mbps × 5.8)</small>
-----	----------------	---

実質的には大幅な値上げ

(日本通信)

■ 本報告書案 36 頁最下段に、MNO の接続料の経年変化の状況が記載されています。この表によれば、NTT ドコモのレイヤー2 接続の場合の 2008 年度接続料は 12,671,760 円（10Mbps 当たり、月

額)であるところ、2011年度接続料は、4,843,632円(同上)となっており、接続料は大幅に低減されているとの評価も見受けられます。

一方、2008年度のNTTドコモネットワークにおける平均通信速度は666kbps(注1)、2012年度の測定では3.87Mbps(注2)との結果が報告されており、その間通信速度は約5.8倍になっています。このことから、MVNOがNTTドコモと同等のサービスを実現するには2012年度においては約5.8倍の帯域が必要であり、金額に換算すれば、2012年度には、4,843,632円 \times 5.8=約2,809万円(10Mbps当たり、月額)の支払いが必要であることを意味しています。

即ち、同等のサービスを実現するための接続料は、約1,267万円から約2,809万円に大幅値上げされていることとなります。

一方、2008年度及び2012年度のNTTドコモのデータ通信料金(定額制)はFOMAサービスでの比較においては最大でも10,500円であり、その間ほとんど変わっておらず、期間中に開始された、より高速な次世代通信LTEサービス「Xi」については2012年度におけるデータ通信料金(定額制)は最大でも7,980円と、2008年度FOMAサービス料金と比較して値下げとなっています。

つまり、同等のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっているが、NTTドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっているというのが現実です。

この事実は、原価等の測定年度の議論のみならず、自社向け原価と接続事業者向け原価が異なる可能性、あるいは原価割れ販売の可能性など、様々な矛盾、不一致が存在する可能性を示唆しています。本研究会ではこの点について体系的な検討がなされませんでした。このようなデータ接続料と密接に関連する根本的な問題を解明するために、「本研究会で扱った5つの課題以外に重要な問題が存在する可能性が高いこと」及び「総務省がそれらを直ちに解明すること」を報告書に付記することを要望します。

(注1) 日経トレンディ 2007年6月号のNTTドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

(注2) 日経トレンディ 2012年10月号のNTTドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

(MVNO協議会)

(1) データ接続料の需要

意見5-11 需要の分母にあたる総帯域幅について、ISP 側装置の総帯域幅を採用することがネットワークの実態を反映した算定となり適切。	考え方5-11
<p>■ データ接続料の算定にあたり、需要の分母として用いる「総帯域幅」については、需要の分子を「ISP 側装置において MVNO に保証された単位伝送容量」とする以上、MVNO の契約伝送容量の上限を規定する箇所 (=ISP 側装置) の伝送容量の総和とするのは当然であると考えます。したがって、「総帯域幅」については、本報告書案において、検討ポイントを指し示すだけに留まるのではなく、「全 ISP 側装置の伝送容量の総和」を用いることが適切とする考え方を明確化することが適当と考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ データ接続料の算定にあたり、需要の分母として用いる「総帯域幅」については、需要の分子を「ISP 側装置において MVNO に保証された単位伝送容量」とする以上、MVNO の契約伝送容量の上限を規定する箇所 (=ISP 側装置) の伝送容量の総和とするのは当然であると考えます。したがって、「総帯域幅」については、本報告書案において、検討ポイントを指し示すだけに留まるのではなく、「全 ISP 側装置の伝送容量の総和」を用いることが適切とする考え方を明確化することが適当と考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>■ データ接続料算定について 需要の分母にあたる総帯域幅について、MNO の立場として、ISP 側装置の総帯域幅を採用することがネットワークの実態を反映した算定となり適切であると考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>■ 5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要 これまで主張させていただいた通り、ISP 側総帯域幅で算定すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 3. 「データ接続料の算定」について (1) データ接続料の需要 提供エリアにおいて、どこでもデータ通信サービスを受けられるようにするためには、提供エリア内に設置されている各階梯の各設備で容量の確保が必要であり、そのための設備コストも MVNO は、応分負担すべきであり、ISP 側帯域を総帯域幅とした比率を用いて算定することが合理的と考えます。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本報告書案に示したとおり、各携帯電話事業者によって、需要の分母に当たる「総帯域幅」の考え方が異なっており、それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更なる調査・検討が必要である。</p>

<p>■ 今後の詳細な検討に当たっては、現状 MVNO と MNO の契約は、MVNO の装置と MNO の ISP 側装置間の総帯域幅を契約単位としており、MVNO に保障する帯域幅は MNO の ISP 側装置の伝送容量であることを踏まえれば、データ接続料の需要に、全 ISP 側装置の伝送容量の総和を用いることに「一定の合理性が認められ採用することが適当である」との報告書骨子（案）での考えを深化する方向で今後の検討がなされることが適切であると考えます。なお、この判断を事業者の自由な判断に任せている現状においては、MNO と MVNO との間で無用な紛争が生ずることが不可避なことに鑑み、早急に今後の検討についてまとめることを希望します。</p> <p>なお、全基地局側の伝送容量の総和を用いる考え方では、報告書骨子（案）でも示されているように、MVNO はモビリティやネットワークの統計多重効果による特性から得られる便益を享受しているにもかかわらず、これを加味しない算定方法となることを意味し、適正性確保の観点や公平性確保の観点からガイドライン等で示す基本的な考え方として適当ではないと考えます。</p> <p>なお、両者中間的な値を用いる考え方についても、同様に適正性確保の観点や公平性確保の観点からガイドライン等で示す基本的な考え方としては適当ではないと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見 5-12 データ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見は、ネットワーク設計の観点からは合理的。ただし、データ接続料の算定において需要の考え方を変更する場合には、MVNO の事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方 5-12</p>
<p>■ データ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見が示されていますが、ネットワーク設計の観点からは合理的な意見であると考えます。付記として、データ接続料の算定において需要の考え方を変更する場合には、MVNO の事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべきであることを方針として定めることが望ましいと考えます。</p> <p>(インターネットイニシアティブ)</p>	<p>■ 考え方 5-11 と同じ。</p>
<p>意見 5-13 データ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見は、ネットワーク設計の観点からは合理的。しかしながら、前提となる課題の整理がなされておらず検討の前提条件が整っていない状況にもかかわらず、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適切とする MNO の見解は不合理かつ不適切。なお、仮に、データ接続料の算定において需要の考え方を変更する場合には、MVNO の事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方 5-13</p>
<p>■ 上記第 5 項と同様、種々の検討が必要な点と考えます。</p> <p>例えばデータ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見が示されていますが、必要不可欠な余剰設備が必ず存在するなどネットワーク</p>	<p>■ 考え方 5-11 と同じ。</p>

<p>設計の観点からは、上記意見は合理的な意見であると考えます。</p> <p>しかしながら、前述のとおり、前提となる課題の整理がなされていないことから、検討の前提条件が整っていない状況にもかかわらず、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適切とする MNO の見解については不合理かつ不適切と考えます。</p> <p>また、「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見解ではなく、MVNO 協議会の中には異なった複数の見解があります。この部分の表現を「研究会において意見聴取を行った MVNO からは、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが、…」と訂正されることを要望します。</p> <p>なお付記として、仮にデータ接続料の算定における需要の考え方を変更する場合においては、MVNO 事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべきであることを方針として定めることが望ましいと考えます。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	
<p>意見 5-14 「一方、主に MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが将来の加入数やトラフィックを考慮するなど需要の算定は慎重に行われるべきとの意見が示されている」との記述は、一部の MVNO の意見提起によるものであり、MVNO 協議会の中には異なった複数の見解が存在。よって、この部分の表現に所要の修正を加えるべき。</p>	<p>考え方 5-14</p>
<p>■ また、「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見解ではなく、MVNO 協議会の中には異なった複数の見解が存在するため、この部分の表現を「研究会において意見聴取を行った MVNO からは、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが、…」と訂正されることを要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p> <p>■ 5. 第 2 章 各課題の検討</p> <p>5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要 2 主な意見 について (31 頁)</p> <p>「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見解ではなく、異なった複数の見解があると認識しています。第 4 項で述べたとおり、当社は ISP 側総帯域幅を用いる考え方は誤りであるとの見解であり、この部分に、「ISP 側総帯域幅を用いる考え方は誤りであるという見解もある」ということが付記されることを要望します。</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正を行うこととする。(5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要③検討)</p> <p>【修正前】</p> <p>一方、<u>主に MVNO の立場から</u>、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが将来の加入数やトラフィックを考慮するなど需要の算定は慎重に行われるべきとの意見が示されている。</p> <p>【修正後】</p> <p>一方、研究会において意見聴取を行った <u>MVNO からは</u>、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが将来の加入数やトラフィックを考慮するなど需要の算定は慎重に行われるべきとの意見が示されている。</p>

<p>意見5-15 「ISP 側総帯域を用いる考え方が適当という MNO 見解」は誤り。まず、帯域幅課金方式を議論する場合その基本となるのはキャパシティに対する考え方であり、帯域幅を接続料計算に用いるという手法は、キャパシティを近似的にしか表していない。需要の分母として ISP 側総帯域幅を用いる考え方は、MNO の意思で比較的容易に増減が可能な帯域幅で接続料を定義することになり、言わば矮小化された値になる。これとは逆に、需要の分母として全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方は、仮に基地局側が余剰設備を抱えざるを得ないにしても、接続料計算に用いるネットワーク原価の大部分を占める基地局設備並びに基地局側帯域幅に着目して接続料を計算する手法であり、原価も総帯域幅もネットワーク全体を“擬制”するという観点から、使用に耐えうる近似値。</p>	<p>考え方5-15</p>
<p>■ 3. 第2章 各課題の検討</p> <p>5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要 について (29 頁)</p> <p>本項目では、帯域幅料金の考え方は単純なものではなく多数の具体的論点があること、その具体的な内容に関する当社の考え方、過去においても関係者間で相当な議論がなされたが、必ずしも共通理解に立っているものとは言えないこと、従って、研究会等における結論導出は時期尚早であることの具体的根拠の例を示します。これらは次項で述べる「ISP 側総帯域を用いる考え方が適当という MNO 見解」が誤りであることの根拠を示すものでもあります。</p> <p>本報告書案で議論されているデータ通信接続料に関する帯域幅課金方式を議論する場合、その基本となるのはキャパシティに対する考え方です。キャパシティは、そのシステム（ここでは通信ネットワーク）が単位時間あたりにどの程度の処理（ここでは信号伝送処理）ができるかを表現する概念です。本研究会でも取り上げられた（総）帯域幅がこのキャパシティを正確に表現していないことは、例えば同じ装置（交換機など）に、より高速の回線を繋いでも、その装置の処理能力まで回線速度を増やすことができるという事実からも、直感的に理解できるところです。このことは、帯域幅を接続料計算に用いるという手法は、キャパシティを近似的にしか表していないということを意味しており、本研究会でのデータ通信料の議論は、近似値の精度を議論しているに過ぎないと言えます。</p> <p>現状、一般的には MNO のネットワークにおいて、基地局側設備の投資額はネットワーク投資額全体の 9 割を占めていると言われていています。この投資金額が相対的に大きいという事実と、無線エリア構築の難しさ（例えば、基地局設置場所の選定など）から、基地局側設備の投資サイクルは必然的に長くなります。一方、ISP 側装置は投資額が相対的に小さく、また MNO のデータセンター内に設置される設備であって、その増設撤去を比較的容易に実施できることから、投資サイクルは基地局側設備に比べ短くなります。このように、基地局側設備と ISP 側設備は同じ網内設備でありながら、投資額も投資サイクルも異なる側面を有しており、それに付随する帯域も、異なった性質を有しています。</p> <p>本報告書案には、全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方など 3 つの考え方が示されています。このうち、全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方により計算するということは、仮に基地局側が余剰設備を抱えざるを得ないにしても、接続料計算に用いるネットワーク原価の大部分</p>	<p>■ 「ISP 側総帯域を用いる考え方が適当という MNO 見解」は誤りとの御意見については、考え方5-11と同じ。</p> <p>■ 帯域幅課金方式を議論する場合その基本となるのはキャパシティに対する考え方であり、帯域幅を接続料計算に用いるという手法は、キャパシティを近似的にしか表していないとの御意見については、参考として承る。なお、本御意見があることについて、報告書の脚注に下記のとおり追加することとする。</p> <p>【脚注への追加】</p> <p><u>パブリックコメントにおいて、データ接続料の算定に当たっては、本来、レイヤ2接続機能及びレイヤ3接続機能に係る電気通信設備をその階梯に従って区分（以下、本脚注において「設備区分」という。）し、それに係る接続料原価及び需要を各設備区分に合理的に帰属させて、同接続料を算定すべきであり、各階梯に区分しない本算定式は近似式に該当するとの意見が寄せられている。</u></p> <p>■ ISP 側総帯域幅を用いる考え方で計算する方法は、MNO の意思で比較的容易に増減が可能な帯域幅で接続料を定義することになり、言わば矮小化された値となるとの御意見については、参考として承る。</p> <p>■ 需要の分母として全基地局の伝送容量の総和を用い</p>

<p>を占める基地局設備並びに基地局側帯域幅に着目して接続料を計算する手法は、原価も総帯域幅もネットワーク全体を“擬制”するという観点から、使用に耐えうる近似値を与えると解釈できます。これとは逆に、ISP 側総帯域幅を用いる考え方で計算する方法は、MNO の意思で比較的容易に増減が可能な帯域幅で接続料を定義することになり、言わば矮小化された値になるという側面を有しています。</p> <p>4. 第2章 各課題の検討 5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要 2 主な意見 について (30 頁) 第3項で述べたことから、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適当という MNO の見解は、誤りであると考えます。 (日本通信)</p>	<p>る考え方は使用に耐えうるとの御意見については、需要の分子にあたる MVNO 受益分として何の値を用いるかが示されていないため、今後の調査・検討の際にはその点を明確化することが適当である。</p>
<p>意見5-16 帯域幅料金の在り方については、ネットワークの最適性、MVNO 通信トラフィックが“余剰設備”を使っている可能性、伝送容量が「保証」されているか、全基地局の伝送容量の総和と無線区間（移動局と基地局間）における伝送容量の総和の差等の議論について、更なる議論や事例の積み重ねが必要であり、現時点では不十分であることから、結論導出は時期尚早。</p>	<p>考え方5-16</p>
<p>■ 当社は、2007年11月の総務大臣裁定を挟み、関係者と長期に渡り帯域幅料金の在り方について相当な議論を重ねてきました。具体的にはキャパシティの捉え方、ネットワークの最適性、キャパシティと帯域幅の関係などについて議論を行ってきましたが、課題は多岐にわたることが明確になりました。引き続き、MNO と MVNO の間で接続に関する様々な協議を持つことで、より多くの事例を積み重ね、これらの課題を解明していく必要があります。以下では、今後も必要な議論の項目の一部について当社の考え方を示しますが、本項で述べるこれらの点に代表される課題について、さらなる議論や事例の積み重ねが不十分であることが現時点での結論導出が時期尚早であると考えられる根拠です。 (日本通信)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見5-17 電気通信事業法第34条は、第二種指定電気通信事業者のネットワークが「能率的な経営の下における」ネットワークであること、即ち最適なネットワークであることを前提としているが、現実のネットワークの最適性を疑わざるを得ない。本報告書案では、下流の設備（基地局等）が上流の設備（交換局等）に対して、必然的に余裕があるとしているが、自網内折り返しがないパケット交換ネットワークにおいてはその余裕は小さいはずである。</p>	<p>考え方5-17</p>
<p>■ ネットワークの最適性に関する議論 事業法34条は、第二種指定電気通信事業者のネットワークが「能率的な経営の下における」ネットワークであること、即ち最適なネットワークであることを前提としています。本報告書案ではこの点について触れられていませんが、議論の前提として、MNO のネットワークが最適ネットワークか否かの検証が必要です。本報告書案32頁、脚注15は、下流の設備（基地局等）が上流の</p>	<p>■ 電気通信事業法第34条第3項第4号において、二種指定事業者の設定する接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えないことが求められているが、それは、御意見のような最適ネットワークに係る原価に利潤を加えたもの</p>

<p>設備（交換局等）に対して、必然的に余裕があるとしていますが、自網内折り返しがある回線交換接続と異なり、現在のところ自網内折り返しがないパケット交換ネットワークにおいてはその余裕度差は遥かに小さいはずであるところ、パケット交換ネットワークにおいてもその差は大きいと言われています。一方、誰もが体験できる例を挙げれば、LTE サービスにおいて、端末の最大処理速度が 75Mbps などと謳われているところ、明らかに通信トラヒックが少ないと思われる地域において、10Mbps に満たない速度しか体験できないことは、ネットワークの最適性を疑わざるを得ない実例です。このネットワーク最適性の議論なしに需要の議論をするのは無理があると考えます。</p> <p>（日本通信）</p>	<p>でなければならぬとは解されていない。</p> <p>■ パケット交換ネットワークにおいては、下流の設備（基地局等）が上流の設備（交換局等）に対して持つ余裕は小さいとの御意見については、参考として承る。なお、本御意見があることについて、報告書の脚注に下記のとおり追加することとする。</p> <p>【脚注への追加】 パブリックコメントにおいて、パケット交換網においては、伝送容量と実際に伝送されたトラヒックの差としての設備余裕は非常に小さいとの意見が寄せられている。</p>
<p>意見 5-18 MVNO の通信トラヒックのすべてまたは大半が新たな設備投資を必要としているかどうかは定かではない。MNO の“遊休設備”を使用して MVNO トラヒックが処理されるのであれば、自ずと原価に対する考え方は異なってくる。</p>	<p>考え方 5-18</p>
<p>■ MVNO 通信トラヒックが“余剰設備”を使っている可能性 携帯電話契約数が 1 億 3000 万を超える中、MVNO 契約数は 5%未滿と推定され、この通信トラヒックのすべてまたは大半が新たな設備投資を必要としているかどうかは定かではありません。この傾向は、小規模の MVNO ほど強いことも事実です。“遊休設備”を使用して MVNO トラヒックが処理されるのであれば、自ずと原価に対する考え方は異なってきます。本報告書案では、過剰な設備投資の可能性が議論されていますが、実際に、MVNO の通信トラヒックのために投資構築した設備及びその金額の実態が定かでない中、さらなる接続料原価の議論が必要であると考えます。</p> <p>（日本通信）</p>	<p>■ 電気通信事業法第 34 条第 3 項第 4 号において、二種指定事業者の設定する接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えないことが求められているが、それは、御意見のような MVNO 需要によって追加的に生じた設備投資価額を基礎として算定されるものでなければならぬとは解されていない。</p>
<p>意見 5-19 本報告書案は、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上で MVNO に保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である」と記載されているが、このような「保証」がなされているかどうか疑問。もし保証されていないのであれば、MVNO が利用する ISP 側帯域は「保証されない最大利用可能帯域」であり、この帯域幅を持って需要とすることは不公平。よって ISP 側帯域を用いることは、MNO 側に有利な需要の定義となる。</p>	<p>考え方 5-19</p>
<p>■ 伝送容量の「保証」について 本報告書案 31 頁には、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上で MVNO に保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である」と記載されています。しかしながら、このような「保証」がなされているかどうかについては、大きな疑問があります。MVNO 通信トラヒックと MNO 通信トラヒックの対等性を考えるならば、先に占有した通信トラヒックにより MNO も MVNO</p>	<p>■ 報告書案に示したとおり、現状、MVNO と MNO は、ISP 側装置において MVNO に契約伝送容量の伝送を保証する形態で接続を行っているが、データ接続料の需要の考え方の整理に当たっては、更なる調査・検討を進めることが適当である。</p>

<p>も「保証されない」状態の方がより現実の運用に即していると考えます。そうであれば、MVNO が利用する ISP 側帯域は「保証されない最大利用可能帯域」であり、この帯域幅を持って需要とすることは不公平です。この点が勘案されていないため、ISP 側帯域を用いることは、MNO 側に有利な需要の定義になります。</p> <p>(日本通信)</p>	
<p>意見 5-20 全基地局の伝送容量の総和と無線区間（移動局と基地局間）における伝送容量の総和には大きな差があると思われ、この点の検証が重要。仮に、両者に大きな差があるとすれば、有力な案として、無線区間の伝送容量の総和を基礎として算出する方法も取り上げられるべき。</p>	<p>考え方 5-20</p>
<p>■ 全基地局の伝送容量の総和と無線区間（移動局と基地局間）における伝送容量の総和の差</p> <p>本報告書案の「全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方」は、基地局設備から無線制御装置に向かう回線の伝送容量の総和を基にした考え方ですが、この伝送容量の総和と無線区間（移動局と基地局間）における伝送容量の総和には大きな差があると思われます。この点を検証しておくことは、無線周波数有効利用の観点からも重要であり、仮に、両者に大きな差があるとすれば、別の有力な案として、無線区間の伝送容量の総和を基礎として算出する方法も取り上げられるべきです。このような可能性も検討課題の一つであることから、本報告書案では、現時点での方向性提示は時期尚早と結論づけたと考えられます。</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ 御意見については参考として承る。なお、需要の分母に当たる「総帯域幅」として、御意見の「無線区間の伝送容量の総和を基礎として算出する方法」を検討する際には、併せて、需要の分子にあたる MVNO 受益分として何の値を用いるかについても検討することが適当である。</p>

(2) データ接続料の接続料原価

<p>意見5-21 MVNOが接続料として負担すべきコストは、MVNOが便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当との考え方に賛成。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性をMVNOのエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に係るコストに関してはMVNOが負担することが相当。</p>	<p>考え方5-21</p>
<p>■ MVNOが負担すべきコストは実際にMVNOが利用した設備に係るコストではなく、MVNOが便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当、との考え方が示されておりますが、この考え方に賛成します。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性をMVNOのエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に関してはMVNOが負担することが相当であると考えます。 (MVNO協議会)</p> <p>■ MVNOが負担すべきコストは実際にMVNOが利用した設備に係るコストではなく、MVNOの便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当、との考え方が示されていますが、この考え方に賛成します。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性をMVNOのエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に関してはMVNOが負担することが相当であると考えます。 (インターネットイニシアティブ)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見5-22 移動通信ネットワークの特性等に起因する設備余裕に係るコストについては、MVNOもその便益を享受していることから、原則、接続料原価に算入可能とする考え方が適当。</p>	<p>考え方5-22</p>
<p>■ 接続料は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であることから、「移動体通信ネットワークの特性や輻輳対策、物理的・経済的な最低設置単位に起因する設備余裕に係るコストは、接続料原価への算入を許容することが適当」とする考え方については当然であると考えます。 (NTT西日本)</p> <p>■ 接続料は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であることから、「移動体通信ネットワークの特性や輻輳対策、物理的・経済的な最低設置単位に起因する設備余裕に係るコストは、接続料原価への算入を許容することが適当」とする考え方については当然であると考えます。 (NTT東日本)</p> <p>■ また、移動通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、MVNOもその</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>便益を享受していることから、原則接続料原価に算入可能とする考え方が適当であると考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p>意見5-23 MNOの需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNOのエンドユーザがこの設備により受益しているとみなすことができず、このコストをMVNOに対し負担させることは適当ではない。この考え方を原則として採用する点まで本報告書にて踏み込むことが望ましい。</p>	<p>考え方5-23</p>
<p>■ 反面、MNOの需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNOのエンドユーザがこの設備により受益しているとはみなすことができず、このコストをMVNOに対し負担させることは適当ではないと考えます。また例えば、MVNOの通信トラフィックの大半がMNOの通信トラフィックが利用していないMNO設備を利用して疎通されている場合に、これをどう評価するかなどが論点になります。具体的な算定ルール化については現時点で議論が不足しているとしても、上記の考え方を原則として採用する点にまで本報告書にて踏み込むことが望ましいと考えます。 (MVNO協議会)</p> <p>■ 反面、MNOの需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNOのエンドユーザがこの設備により受益しているとは見なすことができず、このコストをMVNOに対し負担させることは適当ではないと考えます。具体的な算定ルール化については現時点で議論が不足しているとしても、この考え方を原則として採用する点にまで本報告書にて踏み込むことが望ましいと考えます。 (インターネットイニシアティブ)</p>	<p>■ 設備余裕の考え方の整理に当たっては、更なる調査・検討を進めることが適当であり、MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕に係るコストを接続料原価から控除する考え方については、現時点での導入は時期尚早である。</p>
<p>意見5-24 「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る」とあるが、MNOは「非効率的な投資」を行うはずがない。こうした考え方の導入は、設備構築に係るコストやリスクをMNOにのみ負担させることとなり、MVNOとの間で負担の公平性を欠くとともに、競争を著しく歪めることになるため、行うべきではない。</p>	<p>考え方5-24</p>
<p>■ なお、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る」とありますが、そもそもMNOは、自らのサービス提供にあたり、自らのネットワークを利用する以上、設備構築事業者として出来る限り効率的に投資を行うことは当然であり、「非効率的な投資」を行うはずがありません。それにもかかわらず、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除」という考え方を導入することは、設備構築に係るコストやリスクを設備構築事業者にのみ負担させることとなり、設備を借りる事業者との間で負担の公平性を欠くとともに、競争を著しく歪めることになることから、そのような考え方は導入すべきではないと考えます。 (NTT西日本)</p> <p>■ なお、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控</p>	<p>■ 考え方5-23と同じ。</p>

<p>除して接続料を算定する考え方もあり得る」とありますが、そもそも MNO は、自らのサービス提供にあたり、自らのネットワークを利用する以上、設備構築事業者として出来る限り効率的に投資を行うことは当然であり、「非効率的な投資」を行うはずがありません。</p> <p>それにもかかわらず、「MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除」という考え方を導入することは、設備構築に係るコストやリスクを設備構築事業者にのみ負担させることとなり、設備を借りる事業者との間で負担の公平性を欠くとともに、競争を著しく歪めることになることから、そのような考え方は導入すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見 5-25 MVNO が懸念するほどの非効率な投資を考慮しなければならない蓋然性はない。</p>	<p>考え方 5-25</p>
<p>■ MVNO は非効率的な投資が含まれているとして、設備余裕に係るコストの負担に否定的な意見を示していますが、技術革新のスピードや増大するトラフィック対応等の環境下において競争の中で投資を行っている現状では、MVNO が懸念するほどの非効率な投資を考慮しなければならない蓋然性はないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 考え方 5-23 と同じ。</p>

<p>意見5-26 設備容量と実際のトラフィックに差分は生じうるものだが、その差分の内容として、当社において非効率的な投資に基づく設備は存在しない若しくはそうした状態を放置していないものと認識。よって、MNO のネットワーク品質を享受する MVNO が、差分について、相応の負担をしないということは極めて不公正。各 MNO のネットワーク品質は、ユーザ及び MVNO のキャリア選択基準のひとつであり、事実として、MNO のネットワーク品質をユーザ向けに PR している MVNO も存在。</p>	<p>考え方5-26</p>
<p>■ 設備容量と実際のトラフィックに差分は生じうるものであり、実際にスマートフォンの爆発的普及によるユーザの利用方法の変化によりトラフィックが劇的に増加している現状においては、将来需要の正確な予測が極めて困難であると考えるところです。</p> <p>しかしながら、MNO は、ネットワーク品質の維持・向上を目的にこの困難な予測に誠実に取り組み、設備投資を実施しております。さらに当社の場合、適時適切に設備構築に努め、仮に差分が生じた場合も、構築済設備の転用や一部除却などのリバランシングにより効率的な設備運用に努めているところであります（競争の激しい移動体事業において他の MNO も同様と考えます）。従って、指摘のような非効率的な投資は現実的でなく、当社においてもそのような設備は存在しない若しくはそうした状態を放置していないものとの認識であります。</p> <p>以上にかかわらず、結果として差分が生じた場合に MNO のネットワーク品質を享受する MVNO が相応の負担をしないということは極めて不公正と考えます。各 MNO のネットワーク品質は、ユーザ及び MVNO のキャリア選択基準のひとつであり、事実として、MNO のネットワーク品質をユーザ向けに PR※している MVNO も存在することも踏まえれば、MVNO ユーザも当社ユーザと同様の便益を享受しているものと考えべきであり、公平な負担を前提と考えることが適当であると考えます。</p> <p><例：MVNO 殿ホームページ（2013年3月18日時点）> http://www.bmobile.ne.jp/sp/index.html http://join.biglobe.ne.jp/mobile/lte/service_1.html http://www.iijmobile.jp/service/index.html#serviceType http://www.ocn.ne.jp/mobile/?link_id=out_506506_B01-04 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 考え方5-23と同じ。</p>
<p>意見5-27 現在、携帯電話事業者において、非効率的な設備投資等は基本的に存在しない。</p>	<p>考え方5-27</p>
<p>■ (2) データ接続料の接続料原価 現状、携帯事業者間においては、提供エリアの広さや繋がり易さも含めたサービス全般において、熾烈な競争環境にあり、非効率的な設備投資等は基本的に存在しないと考えています。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 考え方5-23と同じ。</p>

<p>意見 5-28 標準的なサービス品質等に係る考え方について、基準を定めることは容易でなく、かつ適当ではない。</p>	<p>考え方 5-28</p>
<p>■ 標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方や、適切な輻輳対策に必要な設備範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当とされていますが、この点は、本来ユーザ要望や経営効率性等を踏まえた各々の事業者の経営戦略に係る事項であり、一概に基準を定めることは容易でなく、かつ適当ではないと考えます。 (NTT ドコモ)</p> <p>■ なお、報告書案において、「標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方」及び「適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について」等の検討を例示されていますが、標準的なサービス品質や設備投資基準等を定めることは、今後の携帯事業者間のサービス品質、ユーザ料金及び設備に係る競争を阻害する可能性があることから、慎重に取り扱うべきと考えます。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 御意見については参考として承る。</p>
<p>意見 5-29 MVNO からの接続請求に即応する場合において、MNO はいわゆる「在庫」の一部を MVNO に提供し、接続に応じることになる。よって、MVNO は MNO と等しく全ての「在庫」の利益を享受しているといえ、MNO が保有する設備余裕については、受益者である MVNO にも応分負担を求める整理とすることが適切。</p>	<p>考え方 5-29</p>
<p>■ (2) データ接続料の接続料原価 MVNO からの接続請求又は需要増対応要請に即応する場合において、MNO はいわゆる「在庫」の一部を MVNO に提供し、接続に応じることになります。この場合、当該 MVNO は MNO と等しく全ての「在庫」の利益を享受していることになります。 仮に、MNO に一切の「在庫」の保有が認められないとするならば、MNO は、MVNO から受ける接続請求及び需要増対応要請に対し、MNO 網の設備増設が完了するまでの間、当該接続請求及び対応要請に応えることができなくなります。また、周波数逼迫により MNO 網の設備増設ができない場合には、やむを得ず、当該接続請求及び対応要請をお断りせざるを得ません。さらに、当該設備増強に係る費用は、当該接続請求及び対応要請に応えるためだけに発生するコストであることから、当該接続請求及び対応要請を行った MVNO に全額負担いただくを求めません。 従って、MNO が保有する設備余裕については、受益者である MVNO にも応分負担を求める整理とすることが適切であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 設備余裕に係るコスト負担の在り方の検討においては、例えば、MNO が MVNO からの接続請求に「即応」している状況にあるかどうかなど、「MVNO が MNO と等しく全ての『在庫』の利益を享受している」状況にあるかどうかについても検討を深めることが必要である。</p>

(3) データ接続料の基礎となる実績値の測定年度（実績値の測定年度の変更・予測接続料の導入）

意見 5-30 前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは、MNO と MVNO の公正な競争環境を整備するとの観点から、この考え方に賛成。	考え方 5-30
<p>■ 接続料算定の元となる実績値について、前年度の実績値に代わり当年度の実績値を採用することで MVNO の競争環境を整備することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において、実績値の測定年度は MVNO の事業環境に対して大きな影響を及ぼすものと考えます。前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは MNO と MVNO の公正な競争環境を整備するとの観点から、この考え方に賛成します。 (インターネットイニシアティブ)</p> <p>■ 接続料算定の元となる実績値について、前年度の実績値に代わり当年度の実績値を採用することで MVNO の競争環境を整備することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において、実績値の測定年度は MVNO の事業環境に対して大きな影響を及ぼすものと考えます。前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは MNO と MVNO の公正な競争環境を整備する観点から、この考え方に賛成します。 (MVNO 協議会)</p> <p>■ 【データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度】 左記の検討の方向性について賛同いたします。前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることは、現在の不公正な競争条件の是正に向けた必要不可欠な取組のひとつと考えます。そのため、速やかに検討を深めるとともに、可能な限り早期に、当該検討結果を接続料算定ルールへ反映すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 本報告書に賛同の御意見として承る。報告書案において示したとおり、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。成長分野であるモバイル分野の活性化を通じて世界最高レベルの通信インフラを整備するためには MVNO の市場参入促進や競争環境の整備が重要であることを踏まえ、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いる算定方法の早期導入に向け、諸課題の検討を早急に進めることが望ましく、報告書案を以下のとおり修正する。</p> <p>【修正前】 成長分野であるモバイル分野の活性化は引き続き重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNO の市場参入促進や競争環境の整備が重要である。</p> <p>こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年減少する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNO の競争環境を整備することが望ましいと考えられる。</p> <p>【修正後】 <u>世界最高レベルの通信インフラの整備のためには成長分野であるモバイル分野を活性化することが重要で</u></p>

	<p>あり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNO の市場参入促進や競争環境の整備が重要である。</p> <p>こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNO の競争環境を整備することが望ましい。総務省において、当年度の実績値を用いた算定の早期の導入に向け、例えば、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否といった課題について早急に検討を進めることが望ましい。</p>
<p>意見 5-31 前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いた場合、暫定料金による精算期間が長期間にわたることとなり、MNO 及び MVNO の両者とも、経営に与える影響を予測することがこれまで以上に困難となる。さらに、精算額が多額となる場合も考えられ、MNO 及び MVNO の経営に深刻な影響を及ぼしかねない。また、我が国においては、既に世界的にみても MNO に対して特に厳しい規制が存在しており、更に MVNO に配慮した何がしかの措置を講じようとする事は、却って MNO と MVNO 間の公正な競争を阻害することにもなりかねない。したがって、実績値の測定年度の見直しについては、慎重な検討が必要。</p>	<p>考え方 5-31</p>
<p>■ (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>データ接続料の算定にあたり、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いようとした場合、必然的に予測値を用いることとなり、接続料は暫定料金となります。予測値と実績値の乖離について別途精算を行う必要が発生し、結果として接続料の確定が最大で2年程度先になります。暫定料金による精算期間が長期間にわたることとなり、MNO 及び MVNO の両者とも、経営に与える影響を予測することがこれまで以上に困難になります。さらに、精算額が多額となる場合も考えられ、MNO 及び MVNO の経営に深刻な影響を及ぼしかねません。</p> <p>また、MNO は熾烈な競争環境下において、爆発的に増大するトラヒック対策や、急速に進展する技術革新に対応するため、様々なリスクを負って絶え間なく設備投資を行っています。一方、MVNO は、MNO のような設備投資リスクを負うことなく、自由に MNO 網を選択し、原則期間の縛り</p>	<p>■ 考え方 5-30 と同じ。</p>

<p>もなく、利用する期間についてのみ減価償却ベースで費用を負担することにより、MNO と同様に全国エリアでのサービスを簡単に展開することができます。このように、既に世界的にみても MNO に対して特に厳しい規制が存在する上に、更に MVNO に配慮した何がしかの措置を講じようとする事は、却って MNO と MVNO 間の公正な競争を阻害することにもなりかねません。</p> <p>従来、適用年度の前年度における実績値を採用した接続料算定が是認されてきたことに鑑みると、前述のような MNO 及び MVNO の経営に与える影響の考慮や、MNO と MVNO 間の公正な競争環境を確保する観点も含め、実績値の測定年度の見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 5-3 2 報告書案にあるとおり、当年度の実績値を基礎とした算定については、予測値を用いた暫定精算を行うこととなる可能性があり、予測値の算定に多大なコストが必要なこと等、多くの課題が存在。</p>	<p>考え方 5-3 2</p>
<p>■ (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>報告書案にあるとおり、当年度の実績値を基礎とした算定については、接続料の額の確定まで相当程度時間がかかり MNO、MVNO 双方にとって経営に与える影響が大きいことや、予測値を用いた暫定精算を行うこととなる可能性があり予測値の算定に多大なコストが必要なこと等、多くの課題が存在すると考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合には、御意見にある予測値の算定に係るコストの他、予測値の必要精度、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった諸課題が考えられる。総務省においては、こうした課題について慎重に検討を行い、予測値を用いて暫定的に接続料を設定することの可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。本趣旨の明確化を図るため、報告書案について下記のとおり所要の修正を行うこととする。</p> <p>【修正前】</p> <p>他方、当年度の実績値による接続料の算定には、主として当年度の実績値が当年度終了後まで確定しないことに起因して様々な課題が存在すると考えられる。例えば、当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられるほか、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否等の</p>

	<p>課題が考えられる。当年度の実績値による接続料の算定には、こうした課題について慎重に検討することが必要であり、本研究会において現時点で直ちにこうした算定方法を用いるべきとの結論を下すことは困難である。しかしながら、総務省において MVNO の競争環境整備に向け諸課題の検討を進め、当年度の実績値を用いた算定の導入の可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</p> <p>【修正後】 <u>他方、当年度の実績値による接続料の算定において、当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合、その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられる。総務省においては、こうした課題について慎重に検討を行い、予測値を用いて暫定的に接続料を設定することの可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</u></p>
<p>意見 5-33 当年度の予測値を用いて算定するのであれば、予測値の適正性を巡って紛争が多発することが予想されるため、「精算方法」の工夫において実質的に解決すべき。</p>	<p>考え方 5-33</p>
<p>■ なお、当年度の予測値を用いて算定するのであれば、検証可能性確保の観点からも問題であり、予測値の適正性を巡っては紛争が多発することも予想されることを踏まえ、実態的には 6(1)で示す「精算方法」の工夫において、実質的に解決すべきものと考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 考え方 5-32 と同じ。なお、「精算方法」の工夫において実質的に解決すべきとの御意見については、参考として承る。</p>
<p>意見 5-34 MNO 各社は、将来の原価を高い精度で予測し得る立場にあり、事業予見性の観点からも MNO と MVNO は対等な競争条件を有していないことは明らか。今後の検討にあたっては、MVNO が MNO と同等の事業予見性を確保できるよう、将来原価による接続料算定の導入可能性についても併せて検討することが必要。</p>	<p>考え方 5-34</p>
<p>■ また、MNO 各社は、将来の原価を高い精度で予測し得る立場にあるだけでなく、近年の周波数割当申請では「将来の MVNO 加入者件数」をも示しており、事業予見性の観点からも MNO と MVNO は対</p>	<p>■ 考え方 5-32 と同じ。</p>

<p>等な競争条件を有していないことは明らかです。今後の検討深化にあたっては、MVNO が MNO と同等の事業予見性を確保できるよう、将来原価による接続料算定の導入可能性についても併せて検討することが必要と考えます。例えば、加入光ファイバに係る接続料の算定に倣い、モバイル接続料算定においても同様の算定方式を採用することも考えられるところです。</p> <p>(ケイ・オプティコム、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、九州通信ネットワーク)</p>	
<p>意見 5-35 当年度実績により接続料算定を行うことについては、実績原価に基づく現行の算定の枠組みの範囲を維持しつつ、MVNO と MNO 間でリスクテイク等の公平性が担保されることが前提。したがって、最終的に確定した当年度実績値と暫定値の間の差額について、当該年度終了後に精算を行うことが当然必要であり、それを明確化すべき。</p>	<p>考え方 5-35</p>
<p>■ 他方、当年度実績値による接続料の算定は、一種指定制度において過去に実績もあると認識しておりますが、既に概ね見直されていることに加え、本報告書(案)に列挙されているとおり、困難な課題も多々存在すると認識しております。</p> <p>以上を踏まえ、当年度実績により接続料算定を行うことについては、実績原価に基づく現行の算定の枠組みの範囲を維持しつつ、MVNO と MNO 間でリスクテイク等の公平性が担保されることが前提となることが不可欠です。したがって、最終的に確定した当年度実績値と暫定値の間の差額について、当該年度終了後に精算を行うことが当然必要であり、それを明確化すべきと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 考え方 5-32 と同じ。</p>
<p>意見 5-36 MNO は自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高く、前年度原価しか知りえない MVNO との間で不公正な競争環境を助長しているため、可及的速やかに所要の情報開示がなされることを強く要望。</p>	<p>考え方 5-36</p>
<p>■ この課題は、MNO が自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高い中、前年度原価しか知りえない(しかもその開示時期はその年度末に近い時期である) MVNO との間で不公正な競争環境を助長する大きな要因そのものであることから、可及的速やかに当年度原価(またはそれに類する原価)の適用及び速やかな情報開示がなされることを強く要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	<p>■ 将来の接続料の水準について MVNO の予見可能性を一定程度向上させる方策について、それを講じることのデメリットとのバランスを考慮しながら、まずは総務省において、諸課題の調査・検討を進めていくことが適当である。</p>
<p>意見 5-37 MNO と MVNO 間の原価の認識が対等になっていない可能性を指摘したことは、本議論を進める上で、大きな前進。また、MNO は自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高く、前年度原価しか知りえない MVNO との間で不公正な競争環境を助長しているため、可及的速やかに所要の情報開示がなされることを強く要望。</p>	<p>考え方 5-37</p>

<p>■ 6. 第2章 各課題の検討</p> <p>5. データ接続料の算定 (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度 3 検討 について (36 頁)</p> <p>接続料算定の基となる実績値について、本報告書案 36 頁において、「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して、MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある」とし、MNO と MVNO 間の原価の認識が対等になっていない可能性を指摘したことは、本議論を進める上で、大きな前進であると言えます。</p> <p>MNO が自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高い中、前年度原価しか知りえない（しかもその開示時期は当年度の年度末に近い時期である）MVNO との間で不公正な競争環境を助長する大きな要因そのものであることから、可及的速やかに当年度原価（またはそれに類する原価）の適用及び速やかな情報開示がなされることを強く要望します。</p> <p>この点につき、総務省が早期に関係するガイドラインを整備するとともに、MNO においても新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを強く望みます。</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ 考え方 5-36 と同じ。</p>
<p>意見 5-38 当年度実績の確定値を当該年度中に把握することは不可能であることに加え、MNO 間での激しい顧客獲得競争の状況や、トラヒック予測が極めて困難な状況等から、当社は実態的に当年度原価を視野に置いた営業活動を行っているわけではないため、「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO」との記載は適当ではない。</p>	<p>考え方 5-38</p>
<p>■ 「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO」とありますが、そもそも当年度実績の確定値を当該年度中に把握することは不可能であることに加え、MNO 間での激しい顧客獲得競争の状況や、トラヒック予測が極めて困難な状況等も踏まえ、当社は実態的に当年度原価を視野に置いた営業活動を行っているわけではないため、このような記載は適当ではないと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 接続料が前年度の実績値に基づいて算定されているため MVNO は前年度実績に基づく実際原価を視野において事業展開しなければならないのに対し、MNO は当年度実績に基づく実際原価を視野に入れて事業展開をすることが可能である。そうした観点からは、MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、報告書案の記載は適当である。</p>
<p>意見 5-39 今後、携帯電話に係る接続料において当年度の実績値を反映させる算定方法を導入するのであれば、固定電話に係る接続料についても統一的に取り扱うべき。</p>	<p>考え方 5-39</p>
<p>■ 実績原価方式は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であり、一種指定設備の接続料算定にあたっては、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整制度により、翌々年度の接続料に反映させる仕組みになっています。</p> <p>また、現状、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておりませんが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済</p>	<p>■ 考え方 1-13 と同じ</p>

<p>情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであるため、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>こうした点を鑑み、今後、携帯電話に係る接続料において当年度の実績値を反映させる算定方法を導入するのであれば、固定電話に係る接続料についても統一的に取り扱うべきと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 実績原価方式は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であり、一種指定設備の接続料算定にあたっては、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整制度により、翌々年度の接続料に反映させる仕組みになっています。</p> <p>また、現状、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておりませんが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであるため、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>こうした点を鑑み、今後、携帯電話に係る接続料において当年度の実績値を反映させる算定方法を導入するのであれば、固定電話に係る接続料についても統一的に取り扱うべきと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
--	--

6. その他の課題

(1) 暫定値を用いたデータ接続料の月次精算について

<p>意見 6-1 接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方に賛成。</p>	<p>考え方 6-1</p>
<p>■ 接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成すると共に、速やかな改善を要望致します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p> <p>■ 接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成します。</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>(インターネットイニシアティブ)</p> <p>■ 7. 第2章 各課題の検討 6. その他の課題 (1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について (37頁) 本報告書案において、接続料確定までの間の暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成すると共に、速やかな改善を要望致します。 (日本通信)</p>	
<p>意見6-2 予測値の算定等に多大なコストや期間を要する可能性があることや、接続料が大幅に減少する現在の状況が、中長期的には変動する可能性があることに留意が必要。</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>■ 4. 「その他の課題」について (1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について 来年度に適用する接続料を合理的な予測に基づき算定することは、予測値の算定等にも多大なコストや期間を要する可能性があり、また、接続料が大幅に減少する場合を前提としています。中長期的には状況が変動することも考えられ、制度の総体的な安定性・公平性の観点等についても留意が必要と考えます。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 報告書案に示したとおり、接続料が大幅に低下することが合理的に予測される場合に限り、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測額を用いることが望ましい。また、報告書案に示したとおり MNO は暫定値と確定値との差額の縮小に努めることが望ましいが、その縮小は、予測値の算定に係るコストとのバランスによって図られるべきである。</p>
<p>意見6-3 精算方法の工夫において対応する方向性は検討に値する現実的な方策。ただし、暫定値と確定値との差額の規模縮小をMNO が担保することは実態的に不可能と思われ、こうした記載は修正すべき。暫定値での算定に過度の稼働をかけないよう配慮すべき。また、こうした精算方法を望まないMVNO も想定されるため、具体的な精算方法は事業者間の協議に委ねられるべき。</p>	<p>考え方6-3</p>
<p>■ 接続料算定自体に当年度の実績値や予測値を用いることが困難であることを踏まえれば、指摘の課題について、精算方法の工夫において対応するような方向性は検討に値する現実的な方策であると考えます。 ただし、「暫定値と確定値との差額の規模」の「縮小に努めることが望ましい」とありますが、そもそも将来需要の正確な予測も極めて困難な中、差額の規模縮小をMNO が担保することは実態的に不可能と思われ、このようなMNO に過剰な要求を求める記載は修正すべきものと考えます。また、最終的に実績値による精算を実施することを踏まえれば、暫定値での算定に過度の稼働をかけないよう配慮すべきであると考えます。また、暫定値と確定値の乖離に係る精算の対応稼働面やリスクの程度を踏まえ、こうした精算方法を望まないMVNO も想定されます。従って、具体的にどのような精算方法を用いるかは、事業者間の協議に委ねられるべきものと考えます。</p>	<p>■ 暫定値と確定値との差額の規模縮小に係る御意見については、考え方6-2と同じ。 ■ 具体的な精算方法は事業者間の協議に委ねられるべきとの御意見について、報告書案に示した予測値を用いたデータ接続料の精算方法は、現行の精算方法が、接続料が大幅に低廉化する局面にあつては、キャッシュフローの面でMVNO にとって過大な負担となっている実態に鑑みて検討した一つの方法であり、MVNO がこうした方法を望まない場合にまでこれを採用することを</p>

(NTT ドコモ)

推奨するものではない。

(2) 接続固有に発生する費用

<p>意見 6-4 接続に係る人件費等については、その便益の程度に応じて、事業者間で応分に負担することが適当。</p>	<p>考え方 6-4</p>
<p>■ (2) 接続固有に発生する費用 接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費についてもその便益の程度に応じて、事業者間で応分に負担することが適当と考えます。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

その他の意見

<p>意見 7-1 接続料算定に係る課題のほかに、接続に関する重要課題が多々残されており、ほとんど進展が見られていない。これらの点及び本報告書案において示された各種方針が、新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを総務省及び MNO に強く期待。</p>	<p>考え方 7-1</p>
<p>■ 8. 本報告書案で議論されなかった接続に関するその他の課題について</p> <p>本研究会では議論されませんでした。接続料算定に係る課題のほかに、MNO と MNO の間又は MNO と MVNO の間の接続に関する重要課題が多々残っています。例えば、従来から総務省の各種研究会等で議論されてきたような、アンバンドル化に関する問題（HLR 接続機能、パケット着信機能など）、新たな接続に係る開発費の負担や開発期間の問題、さらに MNO-MVNO 間のシステム連携に関する課題などの重要課題についても、ほとんど進展が見られていません。</p> <p>例えば、MVNO が通信回線を開通する際、MNO の回線開通関連設備と MVNO の顧客管理システムの連携が人手を介さずに実現されるのが理想であるところ、我が国においては、このような要望はなかなか実現されません。一方、当社米国子会社とレイヤー2 接続を行なっている米国大手携帯電話事業者との間では、既にシステム連携が実現されています。即ち、両者間の協議により、MNO から連携インタフェース（" API" ）の開示が無料かつ速やかになされ、この API を介して両者のシステムは短期間のうちに完全なシステム連携がなされた事実があります。</p> <p>このことは、本意見書案でも述べられているとおり、総務省がモバイル市場における公正な競争環境を整備し、MVNO の新規参入の促進、発展を促し、ひいては情報通信分野の発展が幅広い産業・社会分野へ波及することにより我が国成長のエンジンとして機能させようと推し進めているにもかかわらず、我が国の MNO が、それを阻害しようとしているとの誤解すら招くものであり、国際競争力の観点からも望ましいことではありません。</p> <p>これらの点及び本報告書案において示された各種方針が、新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを総務省及び MNO に強く期待します。</p> <p>（日本通信）</p>	<p>■ 報告書案に示したとおり、モバイル分野の活性化について、行政に求められている役割は、公正な競争環境を整備し、多様なプレイヤーの市場参入を促すことである。こうした認識に基づき、総務省において諸課題の調査・検討を引き続き進めていくことが適当である。</p>